

第3部

核軍縮・核不拡散

第1章 核兵器不拡散条約（NPT）

- 第1節 核兵器不拡散条約（NPT）の概要
- 第2節 国際的な核不拡散体制の進展
- 第3節 2005年NPT運用検討会議プロセス

第2章 IAEA保障措置

- 第1節 IAEA保障措置の概要
- 第2節 保障措置の強化と追加議定書
- 第3節 日本の取り組み

第3章 包括的核実験禁止条約（CTBT）

- 第1節 包括的核実験禁止条約（CTBT）の概要
- 第2節 CTBTの早期発効に向けて
- 第3節 日本の発効促進に向けた取り組み

第4章 兵器用核分裂性物質生産禁止条約（カットオフ条約）

- 第1節 カットオフ条約の概要とその意義
- 第2節 これまでの経緯
- 第3節 日本の基本的考え方
- 第4節 カットオフ条約交渉開始に向けての日本の外交努力

第5章 旧ソ連諸国の非核化協力

- 第1節 概要
- 第2節 G8グローバル・パートナーシップ
- 第3節 ロシアに対する日本の非核化協力（「希望の星」等）
- 第4節 その他の日本の非核化協力

参 考 核兵器国の軍備管理と核軍縮

- 第1節 総論
- 第2節 米露の核軍縮・軍備管理
- 第3節 宇宙における軍備競争の防止
- 第4節 その他の核兵器国の動き

参 考 非核兵器地帯

- 第1節 概要
- 第2節 日本の立場
- 第3節 これまでに作成された非核兵器地帯条約
- 第4節 構想段階にある非核兵器地帯
- 第5節 南極、海底、宇宙・月の非軍事化

第1章 核兵器不拡散条約 (NPT)

第1節 核兵器不拡散条約 (NPT) の概要

核兵器不拡散条約 (NPT) は、「1967年1月1日前に核兵器その他の核爆発装置を製造しかつ爆発させた国」、即ち、米国、ロシア、英国、フランス、中国の5カ国を「核兵器国」と定め (第9条3)、それ以外の国 (「非核兵器国」) への核兵器の拡散を防止するとともに、核兵器国に核軍縮交渉を義務付けることを目的とする条約である。1968年7月に署名のために開放され、1970年3月に発効した (日本は1970年2月署名、1976年6月に批准)。

2003年10月現在の締約国数は189カ国にのぼっており、NPTの普遍性が高まっていると言える。なお、NPTの非締約国は、国連加盟国 (191カ国) ではインド、パキスタン、イスラエルの3カ国のみである。

NPTは前文、本文11箇条及び末文から構成され、概ね、以下の4つの項目について規定している。

1. 核不拡散の義務

NPTは、核兵器国による核兵器の移譲等の禁止 (第1条)、非核兵器国による核兵器の受領や製造の禁止 (第2条) 等を定めており、同時に、締約国である非核兵器国が国際原子力機関 (IAEA) の保障措置を受諾する義務を負うことを規定している (第3条)。

(参考) IAEA 保障措置

保障措置とは、核物質あるいは施設等が平和利用を目的とした活動から軍事目的に転用されないことを確保するための措置である。IAEAは、保障措置協定に基づき、原子力施設において、どのような核物質がどれだけあり、どれだけ搬入・搬出されたか、どれだけ損失量があったか、そして現在どのような核物質がどれだ

け残っているかを検証する。このように核物質の量を正確に管理することを「計量管理」と言う。NPT締約国である非核兵器国は、国内のすべての核物質を対象とする包括的保障措置協定をIAEAとの間で結び、それに従ってIAEAによる保障措置を受諾する義務を負う。

しかしながら、1991年の湾岸戦争後、NPT締約国であり、かつ、IAEAによる包括的保障措置を受け入れていたイラクが、秘密裡に核兵器開発を行っていたことが判明した。これは、包括的保障措置が基本的に自己申告に基づくことによる限界と考えられる。このため、未申告の原子力活動がないことを検証することに主眼をおき、より踏み込んだ権限をIAEAに与える追加議定書のモデルが1997年5月のIAEA特別理事会で採択された。NPT締約国である非核兵器国に対し、この追加議定書を締結することは義務付けられていないが、2000年NPT運用検討会議最終文書等でその普遍化が強く求められている（本編第3部第2章「IAEA保障措置」参照）。

2. 原子力の平和的利用の権利

NPTは、IAEA保障措置の受入れという義務を課すことを通じて、非核兵器国による核物質・施設の軍事転用を防止することを目指している。その一方で、平和的目的のための原子力の研究、生産、利用を発展させることについては、「すべての締約国の奪い得ない権利」とであると定めている（第4条1）。すなわち、すべての締約国に、原子力の平和的利用のため設備、資材、科学的・技術的情報の交換を行う権利を認めている（第4条2）。

3. 核兵器国の核軍縮交渉義務

NPTは、非核兵器国における原子力の軍事転用を防ぎつつ、締約国が核軍縮交渉を誠実に行う義務を定めている（第6条）。

4. 手続事項

NPTは、その運用状況を検討する会議を5年毎に開催し（第8条3）、条約の効力発生の25年後には、条約が無期限に効力を有するか、又は、ある一定期間延長されるかを決定するために会議を開催することを定めている（第10条2）。1995年の運用検討・延長会議では、NPTが無期限延長されることとなったが、これは、この条項に基づき決定されたものである。

第2節 国際的な核不拡散体制の進展

1. これまでの進展

NPTは、最も成功した軍縮・不拡散条約の1つであり、1970年の発効以来、国際的な核不拡散体制の中心的な柱として、国際の平和と安全の維持に大きく貢献してきた。

特に、過去10年余りの間に、NPTはその普遍性を大きく高めた。1991年、南アフリカが保有していた核兵器を放棄して非核兵器国として条約に加入し、1992年には、フランスと中国が核兵器国として、1994年までには、旧ソ連邦から分離独立したカザフスタン、ベラルーシ、ウクライナが、核兵器をロシアに移管して非核兵器国として条約に加入した。また、ブラジルとアルゼンチンも、長年のライバル関係を乗り越えて核開発計画を放棄し、非核兵器国として条約に加入した（アルゼンチンは1995年、ブラジルは1998年）。さらに、2002年にはキューバが、2003年には東チモールが加入した。

普遍性が高まる一方で、1990年代以降、NPTを基礎とする国際的な核不拡散体制に対しては重大な挑戦が生じている。

その一つは、非締約国による核保有の問題である。1998年、NPT非締約国であるインド、パキスタンが相次いで核実験を実施し、この両国が核兵器の製造能力を保有しているという現実が続いている。また、イスラエルは核保有を確認も否認もしないとの方針を採っている。これらの国のNPT加入を実

現することは大変難しいことであるが、日本としては、これまで、NPT 非締約国であるこれら3カ国に対し、NPT への早期加入を求めてきている（第2部「地域の不拡散問題と日本の取り組み」参照）。

近年特に大きな問題となっているのが、北朝鮮の核問題に代表されるNPT不遵守の問題である。NPT不遵守に関する問題は、条約の信頼性を損なうばかりか、NPT体制を内側から瓦解させる可能性をもつものであり、その意味で、国際の平和と安定に直接、深刻な打撃を与えうる重大な問題である。この点についても日本は、関係各国と協力しながら問題の平和的解決に向けた様々な努力を行ってきている（第2部「地域の不拡散問題と日本の取り組み」参照）。

こういった厳しい状況の中で、今後どのようにNPTを基礎とする核不拡散・核軍縮体制を維持・強化し、なお一層の普遍化を図っていくことができるかが、国際社会にとって極めて重大な課題となっている。

2. 1995年NPT運用検討・延長会議とNPTの無期限延長決定

NPTは、条約の運用状況を検討する会議を5年毎に開催し、NPTの運用上の問題を議論し合う機会を設けている。NPTの下では、核兵器国と非核兵器国が異なる義務を負っていることもあり、締約国が相互にNPT履行状況を点検し合うことは、NPTの規範が遵守されることを確保し、透明性を高め、また、信頼を醸成するために有意義であり、日本も重視している。

また、NPTは、条約の効力発生後の25年後には、条約が無期限に効力を有するか、またはある一定期間延長されるかを決定するために会議を開催することを定めている。この規定を受け、NPT発効から25年が経過した1995年の4月から5月にかけて、NPT運用検討・延長会議がニューヨークで開催され

た。会議の結果、NPTの無期限延長が無投票で決定され、同時に「核不拡散と核軍縮のための原則と目標」及び「運用検討プロセスの強化」が決定されるとともに、「中東に関する決議」が採択された。

同会議で採択された「原則と目標」には、核兵器国が究極的核廃絶を目標として核軍縮努力を行うこと、包括的核実験禁止条約（CTBT）の条約交渉を1996年中に妥結すること、CTBT発効まで核実験を最大限に抑制すること、カットオフ条約交渉の即時開始と早期妥結など、主に核兵器国が行うべき将来の核軍縮措置が列挙されている。このように無期限延長の決定とともに、核兵器国による核軍縮措置が採択文書の中に明記されたのは、非核兵器国が、NPTの有効期間が無期限に延長されることによって核兵器国と非核兵器国とを区別するNPTの性格が恒久的に固定化されてしまうことをおそれ、NPTの無期限延長を認める代わりに核兵器国の核軍縮目標を極力具体化すべしと強く要求したからであった。

また、日本は、核軍縮を推進する立場から、1994年秋、国連第一委員会に「究極的核廃絶決議案」を提出し、同決議案は圧倒的多数で採択された。この決議は、今後の核不拡散、核軍縮の進むべき方向を示したものであり、上述の「原則と目標」には同決議案の趣旨が取り入れられている。

3. 2000年NPT運用検討会議

2000年4月から5月にかけて、95年の無期限延長決定後初めてのNPT運用検討会議が、ニューヨークで開催された。軍縮・不拡散をめぐる当時の環境は、核軍縮の動きが停滞し、1998年のインド、パキスタンによる核実験等によって深刻な核拡散にも直面するという厳しいものであった。この会議は、4週間にわたる議論の中、何度かの決裂の危機を乗り越え、核軍縮・不拡散分野における将来に向けた13項目の「実際の措

置」を含む最終文書をコンセンサスにより採択することに成功した。

この会議で合意された核軍縮に関する主な「实际的措置」は下記の参考欄に列挙されているとおりであるが、その中には、すぐに実施すべきものから、時間をかけて十分に検討を加えていくべきものまで、いろいろな措置が含まれている。

特記すべきは、スウェーデン、アイルランド、ニュージーランド、南アフリカ、エジプト、メキシコ、ブラジルという非核兵器国から構成される「新アジェンダ連合」(NAC: New Agenda Coalition)の動きである。NACは、非同盟諸国が時限付きの核廃絶を目指していたのに対し、98年6月に8カ国共同宣言を発表し、全面的な核廃絶を求めつつも、実行できる「实际的措置」はすぐに実施すべきであるとの立場を表明した(この時点のNACには、上述の7カ国に加えてスロベニアも参加し、8カ国で構成されていた)。このNACが、核兵器国は全面的核廃絶に対して「明確な約束(unequivocal undertaking)」を行うべきであると主張したことが会議の成果に反映され、目標としての核廃絶がより具体的・現実的なものとなった。

日本は、この会議の成功に貢献すべく事前の早い段階から精力的な調整努力を行うとともに、会議に際しては、核軍縮・核不拡散のための将来に向けた措置に関する現実的な「8項目提案」を行い、各国の合意形成のための基盤を提供した。

(参考) 核軍縮・不拡散分野における将来に向けた「实际的措置」(2000年NPT運用検討会議で採択)

- CTBTの早期発効
- CTBT発効までの核実験の停止(モラトリアム)
- ジュネーブ軍縮会議に対して、カットオフ条約の条約交渉を即時に開始し、5年以内に交渉を妥結するという内容を含む作業計画に合意するよう奨励
- ジュネーブ軍縮会議において核軍縮を扱う適切な補助機関の即時設置を奨励

- 核兵器の全面的廃絶に対する核兵器国の明確な約束
- 核兵器及びその他の軍備管理・削減措置への「不可逆性の原則」の適用
- START II 条約の早期発効と完全履行、ABM の維持強化、START III の早期締結
- 米露 IAEA の三者イニシアティブの完成・実施
- 国際的な安定を推進し、すべての国の安全が損なわれないことを原則として核兵器国が核軍縮に向けてとる措置（核兵器国による一方的な核兵器削減のための一層の努力、「透明性」の強化、非戦略核兵器の一層の削減、すべての核兵器国による核廃絶に向けたプロセスへの関与等）
- 余剰核分裂性物質の IAEA 等による国際管理と同物質の処分
- 軍縮の究極的目標が実効的な国際管理の下での全面完全軍縮であることの再確認
- NPT 第 6 条及び「原則と目標」（核軍縮努力）の実施についての定期的な情報提供
- 核軍縮のための検証能力の向上

第 3 節 2005 年 NPT 運用検討会議プロセス

条約の規定に従い、今回の運用検討会議は 2005 年に開催されることになっており、そのための準備のプロセスが、2002 年から開始された。1995 年に採択された「運用検討プロセスの強化」及び 2000 年運用検討会議の最終文書では、運用検討会議の開催年の 3 年前から毎年 1 回ずつ計 3 回の運用検討会議準備委員会を開催することを明記している（必要な場合には、運用検討会議の開催年に第 4 回準備委員会が開催され、その場合は計 4 回）。

日本としては、2005 年運用検討会議に向けて、積極的に貢献を行っていくこととしている。その第一弾として、日本は、第 1 回準備委員会に向けて NPT を巡る論点を整理し、議論の材料を提供する目的で、2002 年 2 月、各国より民間有識者や政府関係者等を東京に招いて、「21 世紀における NPT の展望－2005 年 NPT 運用検討会議に向けて－」と題するワークショップを開催した。

第1回準備委員会は、2002年4月、ニューヨークにて開催された。この準備委員会において日本は、議長に対しCTBT早期発効、IAEA保障措置の強化の重要性を指摘し、これら論点は議長サマリーに盛り込まれた。

第2回準備委員会は、2003年4月28日～5月9日、ジュネーブにて開催されたが、この会合は、北朝鮮の核問題とNPTからの脱退宣言、そしてイランによる核問題が国際的に大きな問題となるなど厳しい環境の中での開催となった。このような状況の下、2005年運用検討会議に向けてNPT実施を促進し、いかにしてNPT体制の堅持・強化を図り得るかが会合の主要な課題となった。10日余りにわたって行われた会合では、北朝鮮を巡る核問題に関し種々の懸念が表明された。NPT締約国は、北朝鮮によるNPT脱退の決定は国際核不拡散体制に対する深刻な挑戦であるとして、核兵器計画を、「早期の、検証可能で、かつ不可逆的な方法」で廃棄すること、NPT上の義務である保障措置を遵守すること等を求めた。また、北朝鮮問題は平和的に解決されるべきであり、この観点から、会合に先立って北京にて開催された米国、中国、北朝鮮による3者協議を歓迎するとともに、今後関係国の参加を含む多国間による解決が図られるべきであるとの見解が広く表明された。イランの核問題については、多くの締約国がイランに締約国としての信頼を高め、また懸念を払拭するため、IAEAに全面的かつ積極的に協力し、可能な限り早急に追加議定書を締結することを求めた。

日本は、一般討論演説及び各議題毎のステートメントを行うとともに、日本の立場を包括的に述べた作業文書並びに核軍縮及び1995年中東決議の履行にかかる報告を提出した。また、北朝鮮問題に関しては、早い段階から米国、韓国、中国等の関係国と調整を図り、その他関係国及び議長と協議を重ねた結果、議長サマリーに日本の基本的考え方を概ね反映させることができた。また、日本は、軍縮教育に関する作業文書の共同提案国コーディネーターに指名され、猪口軍縮代大使より同作業文書の紹介を行った。

第2回準備委員会は、上述のとおり、北朝鮮の核問題等の厳しい問題に直面した会合であったが、締約国はこれらの国際情勢にとって緊急の問題を取り上げる一方で、条約の普遍化、核軍縮、核不拡散、原子力の平和利用等の従来課題についても各々の考え方を述べ、全体的にバランスのとれた会合となった。また、第2回準備委員会においては、各国から提出された報告の数は前回に比べて増加し、これら報告や各国ステートメントに基づき、前回に比べてより活発な議論が行われたことは、相互理解や透明性の向上に役立ったと考えられる。

2000年運用検討会議最終文書は、第1回、第2回準備委員会の目的を、「条約の完全実施と普遍性を促進するための、原則、目標、方途を検討する」とする一方で、第3回（及び場合によって開催される第4回）準備委員会では、「2005年運用検討会議への勧告を含む報告をコンセンサスにて作成するためにあらゆる努力をほらう」としており、日本は、2005年運用検討会議の成功に向け、今後ともこれら運用検討会議プロセスに積極的な貢献を行っていく方針である。

第2章 IAEA 保障措置

第1節 IAEA 保障措置の概要

1. IAEA 保障措置

保障措置とは、原子力の利用にあたりウランやプルトニウムのような核物質等が軍事的目的を助長するような方法で利用されないことを確保するための措置をいう。

このような保障措置の実施が国際原子力機関（IAEA）の任務であることは、1957年に発効したIAEA憲章第3条A5^(注)に明記されている。IAEAは、同憲章や核兵器不拡散条約（NPT）等の国際的核不拡散の枠組みの中で、IAEAと当該国との間で締結される保障措置協定に基づき、当該国の原子力活動を検認する役割を担う。

IAEA保障措置は、NPT体制を核物質管理の側面から支えるものであり、今日の国際的核不拡散体制に不可欠な制度である。日本は、核不拡散体制の強化を主要外交課題の一つに掲げているだけでなく、原子力の平和利用を積極的に推進する世界有数の原子力大国でもあり、自らの原子力活動の透明性を追求することも必要である。相反するこれらの課題の両立を担保するためのIAEA保障措置の分野で日本が積極的に貢献することは、国際社会はもとより、日本自身にとっても極めて重要な意義がある。

(注) IAEA 憲章第3条A5

機関が自ら提供し、その要請により提供され、又はその監督下若しくは管理下において提供された特殊核分裂性物質その他の物質、役務、設備、施設及び情報がいずれかの軍事的目的を助長するような方法で利用されないことを確保するための保障措置を設定し、かつ、実施すること並びに、いずれかの二国間若しくは多数国間の取極の当事国の要請を受けたときは、その取極に対し、又はいずれかの国の要請を受けたときは、その国の原子力の分野におけるいずれかの活動に対して、保障措置を適用すること。

2. 包括的保障措置協定

核兵器不拡散条約（NPT）第3条1は、締約国である非核兵器国に対し、「原子力が平和的利用から核兵器その他の核爆発装置に転用されることを防止する」ため、「国際原子力機関憲章及び国際原子力機関の保障措置制度に従い国際原子力機関との間で交渉しかつ締結する協定に定められる保障措置を受諾すること」を義務付けている。さらに、保障措置は、「当該非核兵器国の領域内若しくはその管轄下で又は場所のいかんを問わずその管理下で行われるすべての平和的な原子力活動に係るすべての原料物質及び特殊核分裂性物質につき適用される」と定めている。

NPTに加入する多くの非核兵器国がIAEAと締結しているのは、この「包括的保障措置協定」（IAEAの文書番号から「153型保障措置協定」または「フルスコープ保障措置協定」と呼ばれている）である。日本については、「核兵器不拡散条約第3条1及び4の実施協定」が1977年12月2日に発効している。

「包括的保障措置協定」における保障措置の目的は、技術的には、「有意量の核物質が平和的な原子力活動から核兵器その他の核爆発装置の製造のため又は不明な目的のために転用されることを適時に探知する」こと及びこのような探知能力を抑止力として転用を防止することである。「有意量（significant quantity）」とは、核爆発装置の製造の可能性が排除し得ない核物質のおおよその量であり、例えばプルトニウムやウラン233では8kg、濃縮度20%超のウラン235では25kgに相当するとされている。

また、保障措置の具体的手法は、事業者が作成する核物質の計量管理記録の検認を中心とする「核物質の計量管理」が基本となり、重要な補助的方法としての「封じ込め」と「監視」がある。「計量管理」とは、原子力施設における核物質の在庫量や一定期間の搬入・搬出量を管理する手法を意味する。

管理には、核物質を取り扱う事業者による管理及び国による管理に加え、国からの申告を受け、IAEAが申告内容が適切か否かを検認する管理がある。さらに、核物質貯蔵容器等に封印を取り付けて核物質を物理的に封じ込め、仮に容器が勝手に開けられてもIAEAがその行為を把握することができるようにする「封じ込め」と、核物質の不正な移動が行われないようにビデオカメラ、放射線の測定装置、モニター等を用いる「監視」が補助的に用いられる。

3. その他の保障措置協定

NPTに基づく包括的保障措置協定が制定される以前に制定されたIAEA文書に基づく保障措置協定は「66型保障措置協定」または「個別の保障措置協定」と呼ばれ、協定に基づき取り決められた範囲の核物質や原子力資機材等を保障措置の対象としている。また、5核兵器国（米、英、仏、中及び露）はNPTに基づくIAEA保障措置受け入れの義務はないものの、核不拡散の重要性等を考慮し、軍事的目的以外の核物質に対する保障措置を自発的に受け入れており、これら核兵器国とIAEAが締結している保障措置協定は、自発的（ボランティアサブミッション）保障措置協定と呼ばれている。

第2節 保障措置の強化と追加議定書

1. 保障措置の強化

1990年代初頭、イラクや北朝鮮の核兵器開発疑惑に関し、従来の包括的IAEA保障措置では未申告の原子力活動を検知し、未申告の核物質の軍事転用を未然に防止することができないという問題が顕在化した。その背景には、包括的保障措置が概念上は当該国内にある全ての核物質を想定していたものの、包括的保障措置協定上は締約国により申告された核物質のみが検認の対象とされていたことが挙げられる。これを受け、

IAEAでは、未申告の核物質・原子力活動の探知能力を向上させることを目的とする保障措置の強化策を検討することになった。

1993年3月、IAEA理事会は、IAEA事務局長に対しIAEA保障措置の強化・効率化の検討を求める決議を採択し、同年12月理事会においてIAEA保障措置の強化・効率化の改善策「93+2計画」を発表した。この強化策は2部から構成され、「パート1」では既存の包括的保障措置協定の枠組みの中で実施可能な措置が、「パート2」では新たな枠組みを設けて講じるべき新たな措置が列挙されている。このうち「パート1」の措置は順次実施されてきている。また、「パート2」については、1997年5月、IAEA特別理事会において、包括的保障措置協定に追加するモデル議定書が採択された。既存の包括的保障措置協定の議定書としての位置付けから、「追加議定書」(Additional Protocol)と呼ばれる。

2. 追加議定書

「追加議定書」により、IAEAに提供される情報及び検認対象並びにIAEA査察官によるアクセス可能な場所が拡大されたことになった。これにより、IAEAは従来型の包括的保障措置協定下で行われる検認に加えて、未申告の原子力活動がないことを確認するためのより強化された権限を持つこととなった。具体的には、IAEAに提供される情報について、核物質の使用を伴わない核燃料サイクル関連研究開発活動に関する情報、原子力施設の操業情報、特定の設備・資材の輸出入情報等が新たに提供されることとなり、申告対象の拡大に連動して、IAEA査察官によるアクセス対象も拡大した。さらに、短時間の通告（2時間又は24時間前）での立ち入り（補完的アクセス）やあらゆる場所での環境試料の採取も可能となった。

最近の核不拡散体制に対する挑戦にかんがみ、IAEAの活動

に対する関心はこれまで以上に高まっており、核不拡散体制の維持に不可欠なIAEA保障措置の重要性が広く認識されるようになってきた。より多くの国が「包括的保障措置協定」や「追加議定書」を締結することは、核不拡散体制の強化、ひいては世界の平和と安全の維持のために重要な意義を有する。しかし、「追加議定書」については、2003年12月現在、IAEA加盟国137カ国のうち、79カ国が署名しているものの、発効している国は37カ国に止まっており、「追加議定書」をさらに普遍化することが重要となっている。

第3節 日本の取り組み

1. 追加議定書の普遍化

日本は、包括的保障措置協定及び同追加議定書に基づくIAEA保障措置を受け入れ、プルトニウム利用を含む原子力活動の透明性の確保に努めている。特に、日本は、世界有数の原子力産業国であり、保障措置を受け入れている国としても大きな知見を有している。このことから、日本は、IAEAにおける追加議定書策定過程で積極的な役割を果たすとともに、1999年12月に原子力発電を行っている国として初めて「追加議定書」を締結し、翌2000年から追加議定書に基づく、補完的アクセスを数多く受け入れてきている。また、日本は、国際的な核不拡散体制を確固たるものとするために、出来る限り多くの国が「追加議定書」を締結することが重要との認識の下、「追加議定書の普遍化」を積極的に推進してきた。その取り組みの一環として、2001年6月、東京においてアジア・太平洋地域15カ国を対象にした国際シンポジウムを開催した。さらに、日本は、2001年12月から2002年6月までの間に開催された中南米、中央アジア、バルト3国及びアフリカの各地域を対象として、IAEAが開催した地域セミナーに対し財政的・

人的貢献を行った。さらに、これまでの地域セミナーの成果を総括し、今後の活動の方向性を打ち出すために、日本は2002年12月9日及び10日の両日、東京においてIAEAとの協力の下、「IAEA 保障措置強化のための国際会議（International Conference on Wider Adherence to Strengthened IAEA Safeguards）」を主催した。この国際会議には、エルバラダイ事務局長のほか、IAEAの保障措置を強化することに関心を有する加盟国を中心に世界36カ国から核不拡散や原子力の平和利用を担当する局長レベルの代表等82名が参加した。同会議の具体的な成果としては、それまでの「追加議定書」締結促進のための地域セミナーの成果を参加者全体が共有することができたことに加え、全参加者の総意をもって普遍化の指針となる議長総括が作成されたことが挙げられる。

2. 保障措置の効率化

IAEAの通常予算は、過去10年以上実質ゼロ成長で推移してきたこともあり、通常予算の約4割を占める保障措置予算を中心として、拡大する業務を効果的に遂行することが困難な状況が続いていた。このような状況を受け、2003年の第47回総会において保障措置予算を中心とする通常予算の増額が決定された。日本としても、保障措置の財政的基盤を確保することは、保障措置の強化に資するものとして、この増額を受け入れた。また、日本は、保障措置の効率化も重視しており、従来型の包括的保障措置と「追加議定書」の合理的かつ有機的な一体化を目指す「統合保障措置」の適用、それに伴う保障措置受け入れに伴う負担や経費の軽減の実現に向けて努力するとともに、IAEA事務局に対しても保障措置活動の一層の効率化と経費削減を求めてきている。



第47回IAEA総会で議長を務める高須ウィーン代表部大使
(2003年9月、於:ウィーン、PHOTO CREDITS:Dean Calma /IAEA)

第3章 包括的核実験禁止条約 (CTBT)

第1節 包括的核実験禁止条約 (CTBT) の概要

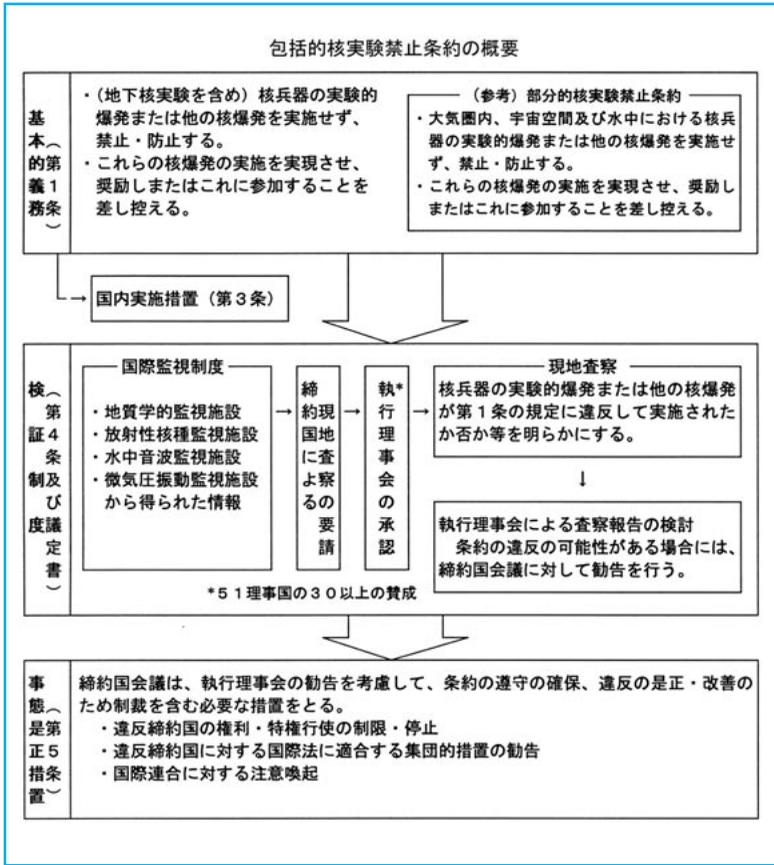
1963年8月には、部分的核実験禁止条約が締結されたが、この条約は地下核実験を基本的に禁止の対象としていなかったため、地下核実験を含むすべての核実験の禁止が、国際社会の大きな課題の一つとされてきた。包括的核実験禁止条約 (CTBT) は、いかなる場所においても核爆発実験を行うことを禁止する核軍縮・不拡散条約である (各国の核爆発実験回数については、資料編「4. CTBT」参照)。

核兵器の開発あるいは改良を行うためには、核実験の実施が必要であると考えられており、核実験を禁止することは核軍縮・不拡散を推進する上で極めて重要である。新たに核兵器を獲得しようとする国が出た場合、兵器級核分裂性物質を取得することが最も大きな障害と言われているが、たとえ兵器級核分裂性物質を取得したとしても、それを兵器にするには兵器としての信頼性、実用性を確認するために核実験を行う必要がある。したがって、核実験を封じることで核兵器の開発を防ぎ、核兵器の不拡散に資することとなる。また、核兵器国に対しても、核弾頭の高性能化等核兵器の質的改良を行うための核実験を封じることで核軍縮に資することとなる。

CTBT作成の経緯を振り返ってみると、1994年1月から、ジュネーブ軍縮会議の核実験禁止特別委員会において、CTBT作成のための交渉が開始されたが、2年半にわたる困難な交渉を経たにもかかわらず、最終的にはインド等の反対により、コンセンサス制をとるジュネーブ軍縮会議では同条約を採択することはできなかった。

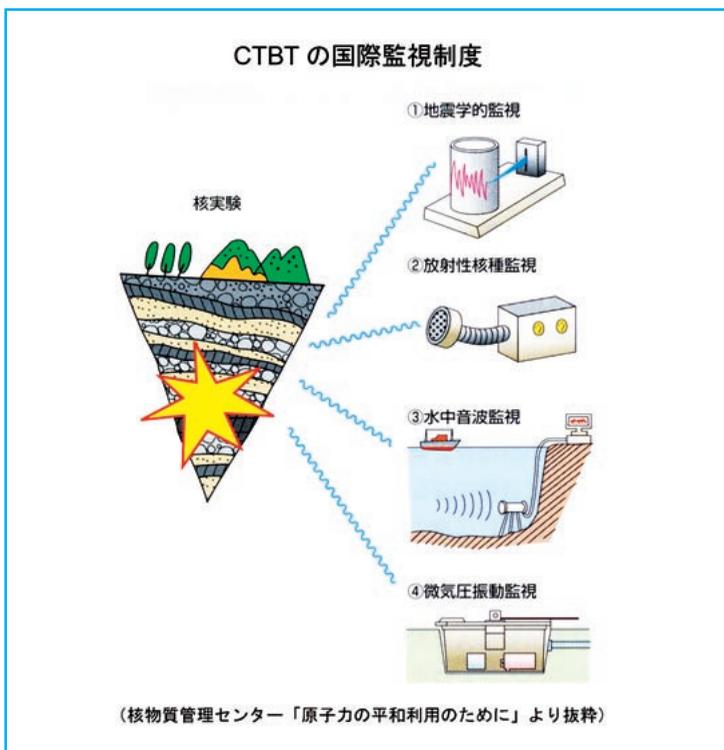
そこで、オーストラリアが中心となって、ジュネーブ軍縮会議で作成された条約案を国連総会に提出し、1996年9月、国連総会は圧倒的多数をもって同条約を採択した (賛成153カ国、反対：インド、ブータン、リビア。棄権：キューバ、シリア、レバノン、タンザニア、モーリシャス)。

条約の発効には、原子炉を有するなど、潜在的な核開発能力を有すると見られる特定の44カ国（一般的に「発効要件国」と言われる）の批准が必要であるが、現在のところ、一部の発効要件国の批准の見通しは立っておらず、条約は未だ発効していない。



1. CTBT の主な内容

CTBTは、すべての核実験（核兵器の実験的爆発又は他の核爆発）の禁止を規定するほか、その遵守を検証するためにウィーンにCTBT機関を設置し、国際的な検証制度を設けることを定めている。この国際的な検証制度は、核実験を探知するために世界321カ所に設置される監視観測所と16カ所の実験施設を含む国際監視制度（IMS）、現地査察、及び信頼醸成措置等から構成される。そして、いずれかの締約国が核実験を実施した場合には、その国が条約に基づく権利及び特権を行使することを制限・停止し、また締約国に対して国際法に適合する集団的措置を勧告するといった、必要な措置をとることが規定されている。



2. 検証制度

CTBTは、条約の遵守について検証するため、(1) 国際監視制度 (IMS)、(2) 協議及び説明、(3) 現地査察、(4) 信頼醸成についての措置からなる検証制度を定めている。

(1) 「国際監視制度 (IMS)」とは、世界321カ所に設置される4種類の監視観測所（地震学的監視観測所^(注1)、放射性核種監視観測所^(注2)、水中音波監視観測所^(注3)及び微気圧振動監視観測所^(注4)）により、CTBTにより禁止される核兵器の実験的爆発又は他の核爆発が実施されたか否かを監視する制度である。監視の結果得られたデータは、ウィーンに設置される国際データセンターに送付され、処理される。

(注1) 地震波を観測することにより、核爆発を監視する

(注2) 大気中の放射性核種を観測することにより、核爆発を監視する

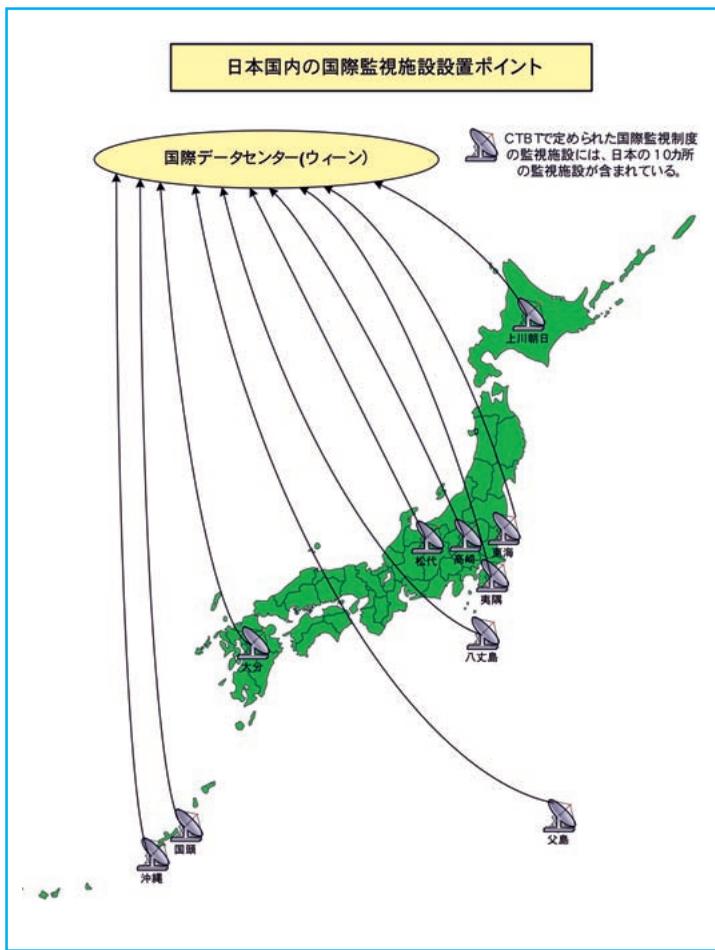
(注3) 水中(海中)を伝搬する音波を観測することにより、核爆発を監視する

(注4) 気圧の微妙な振動を監視することにより、大気中の核爆発を監視する

(2) 「協議及び説明」とは、核兵器の実験的爆発又は他の核爆発の実施を疑わせる事態が発生した場合、締約国が他の締約国との間で、CTBT機関との間で、またはCTBT機関を通じて、問題を明らかにし、解決するための制度である。この制度は、疑いをもたれた締約国による説明を含む。

(3) 「現地査察」とは、条約の規定に違反して核実験が行われたか否かを明らかにし、また違反した可能性のある者を特定するのに役立つ情報を可能な限り収集することを目的として、派遣査察団により実施される。「現地査察」の実施は、51カ国の執行理事会の理事国のうち、30カ国以上の賛成により承認される。

- (4) 「信頼醸成措置」とは、鉾山などで実施されている爆発(化学爆発)を核実験または他の核爆発と誤認しないために、締約国が、そのような爆発の実施についてCTBT 機関の内部機関である技術事務局に通報するなどの措置をいう。



核軍縮・核不拡散

MONITORING SYSTEM



- Seismic primary array (PS) ●
- Seismic primary three-component station (PS) ▲
- Seismic auxiliary array (AS) ▲
- Seismic auxiliary three-component station (AS) ▲
- Hydroacoustic (hydrophone) station (HA) ★
- Hydroacoustic (T-phase) station (HA) ▲
- Infrasound station (IS) ◆
- Radiation station (RN) ◆
- Radiation station (RN) ▲
- Radiation laboratory (RL) ▲
- International Data Centre, CTBTO PrepCom, Vienna ●

... of 1996 bans nuclear explosions in all environments.
... were banned in 1963. CTBTO prohibits them underground as well.
... to record data necessary to verify compliance with the Treaty. Supported by 16 radionuclide laboratories,
... clear explosion underground, in the seas and in the air, as well as detecting radioactive debris released into
... fully chosen for optimal and cost-effective global coverage.

... within CTBTO PrepCom in Vienna, where the data will be used to detect, locate and characterize events.
... available to the States Signatories for final analysis.
... ing system and brief descriptions of their characteristics and capabilities.

第2節 CTBTの早期発効に向けて

1. 署名・批准状況

2003年11月現在、署名国は170カ国、批准国は108カ国である。発効要件国44カ国中の署名国は41カ国、批准国は32カ国である。発効要件国のうち、未署名国は、インド、パキスタン、北朝鮮の3カ国、署名済みであるが批准していないのは、中国、コロンビア、コンゴ民主共和国、エジプト、インドネシア、イラン、イスラエル、米国、ベトナムである。

2. CTBT発効促進努力の意義

以下に述べるとおり、CTBTは、今のところ発効の目途が立っていない。しかし、国際社会の大多数の国がCTBTの発効を求める政治的呼びかけを行っている中、核爆発実験を行う政治的コストは益々高くなっている。このため5核兵器国のすべてが核爆発実験モラトリアム（一時停止）を宣言し、又、1998年に核爆発実験を行ったインド、パキスタンの両国もその後核爆発実験モラトリアムを発表するに至った。1998年以降、現在まで、核爆発実験は一度も行われていない。このことは、戦後1996年まで核爆発実験が何れかの国によって実施され、最盛期には年に178回もの実験が行われていたことを考えれば、CTBT発効を求める政治的機運が核爆発実験を抑止する上で相当の効果を有していると考えられる。日本は国際社会の先頭に立ってCTBT発効を促進しているのも、このような抑止効果を維持・強化するために政治的機運を盛り立てるためでもある。

3. 発効促進会議

CTBTは、署名開放後3年を経過しても発効しない場合、批准国の過半数の要請によって、発効促進のための会議を開催することを定めている。この規定に従い、1999年10月、2001年11月及び2003年9月の3回にわたり、発効促進会議が開催された。

2003年9月にウィーンで開催された第3回発効促進会議には、107カ国が参加し、各国に対する早期署名・批准の要請等を盛り込んだ最終宣言が全会一致で採択された。しかし、核兵器の信頼性・安全性維持等を理由としてCTBT批准に反対の態度を明らかにしている米国は、前回同様会議に参加しなかった。また条約に署名していないインドや北朝鮮も参加しなかった（同じ未署名国のパキスタンはオブザーバーとして参加）。

4. 発効の展望

2000年以降、発効要件国の中でも新たにトルコ、ロシア、ウクライナ、チリ、バングラデシュ、アルジェリアがCTBTを批准するなど、前向きな動きも見られたが、未だ条約発効への道のりは厳しい。発効要件国のうち、未署名であるインド、パキスタンは、98年の核実験以降、核実験の一時停止（モラトリアム）の継続を表明するとともに、署名について国内のコンセンサス形成に最大限努力することを繰り返し表明していたが、今日に至るまで署名はなされていない。また、未批准の核兵器国である中国については、批准法案が全国人民代表大会で検討されていると説明しているものの、承認が得られる時期については定かではない。

5. 米国のCTBTに対する姿勢

米国はクリントン政権時の1996年9月にCTBTに署名した。しかしながら、1999年10月、第1回発効促進会議の開催によってCTBT発効への国際的気運が高まっていたにもかかわらず、上院が賛成48、反対51でCTBT批准法案を否決した。

2001年1月のブッシュ政権成立直前には、クリントン政権の求めに応じてシャリカシヴィリ元米国統合参謀本部議長が上院のCTBT承認を得るための措置を勧告する報告書を提出し、クリントン大統領も声明の中で、上院及びブッシュ新政権がCTBTについて行動を起こすよう促した。

しかし、同月、ブッシュ新政権のパウエル国務長官候補（当時）が、上院外交委員会公聴会において、次期会期中にはCTBTの批准を上院に対して求めない、CTBTにはいくつかの欠点が存在する等と述べ、ブッシュ政権のCTBTに対する、消極的・否定的な態度を明らかにしてきた。

例えば、2001年8月に田中外務大臣（当時）からのCTBT早期批准を求める書簡に対する返書の中で、パウエル国務長官は、米国政府は上院に対しCTBTの再検討を求める考えはないと述べている。また2001年以降、日本が国連総会に提出した核軍縮決議案に対しても、米国は、同決議案文にあったCTBT早期発効への言及を理由に、反対票を投じた。また、上述のとおり、2003年9月の第3回CTBT発効促進会議にも欠席した。

さらに、2002年1月に発表した「核態勢見直し（NPR:Nuclear Posture Review）」の説明用資料の中で、「米政府としてCTBTの批准に反対する」旨、明確に述べている。

第3節 日本の発効促進に向けた取り組み

日本は、CTBTを、国際原子力機関（IAEA）の保障措置と並び、NPTを礎とする核不拡散・軍縮体制の不可欠の柱として捉え、その早期発効を核軍縮・不拡散分野の最優先課題の一つとして重視し、以下のような外交努力を継続してきた。

1. 発効促進会議への貢献

(1) 1999年の第1回発効促進会議では、高村元外務大臣が政府代表として出席し、同会議の議長を務めた。その後、日本は、2001年の第2回発効促進会議に向けて、「調整国」として非公式会合を開催するなど、各国の意見調整に努め、第2回発効促進会議では、阿部政府代表（現国連軍縮局長）より、前回発効促進会議以降の条約発効に向けた状況の進展を、「プログレス・レポート」として報告した。

(2) 発効促進会議の開催されない年である2002年9月、川口外務大臣のほか、豪及び蘭の外相を中心とするCTBT批准国外相が、ニューヨークの国連本部においてCTBTフレンズ外相会合を開催し、CTBTの可及的速やかな署名・批准、核実験モラトリアム継続を要請する外相共同声明を発表した。この声明には、当初、英、仏、露の3核兵器国を含む18カ国の外相が署名し、その後、50カ国以上の外相の賛同を得た。

(3) 2003年9月の第3回発効促進会議に際しては、議長国フィンランド、ホスト国オーストリア及び第1回発効促進会議議長国である日本の3カ国外務大臣より共同で被招待国に書簡を発送し、会議への閣僚レベルの参加及びCTBT早期署名・批准を呼びかけた。また、発効要件国44カ国のうち、北朝鮮を除くすべての未批准の国11カ国の首都において、上記3カ国大使共同で3カ国外相共同書簡を提示しつつ、会議への閣僚レベルの参加及びCTBT早期署名・批准を働きかけた。

第3回発効促進会議自体には、日本より川口外務大臣が出席し、第1番目のスピーカーとして演説を行い、CTBT早期発効の重要性を訴えた。



CTBT発効促進会議にてスピーチを行う川口外務大臣(2003年9月、於:ウィーン)

2. 二国間会談及び多国間フォーラムにおける発効促進への働きかけ

日本は従来より、二国間会談や国際的・地域的フォーラム等様々な機会を捉えてCTBTの早期発効をよびかけ、また、署名・批准を働きかけてきている。2002年以降の主だったものは以下のとおりである。

(1) 二国間会談における働きかけ

2002年1月の日米外相会談（於東京）において、改めて米国にCTBTの批准を要請した。同年3月の日・パキスタン首脳会談の際、小泉総理大臣よりムシャラフ大統領に対しCTBT早期署名を働きかけ、10月の日越首脳会談において小泉総理大臣よりマイン・ベトナム共産党中央執行委員会書記長に対しCTBT早期批准を働きかけた。

2003年1月、川口外務大臣よりシンハ印外相に対し、また、同年4月シャローム・イスラエル外相に対しCTBT批准を働きかけた。キエム・ベトナム副首相に対しては、同年9月川口外務大臣及び矢野副大臣（当時）より、ハッサン・インドネシア外相に対しては、同年10月、APEC閣僚会合の際に川口外務大臣より、マーヘル・エジプト外相に対しては同年10月のエジプト訪問の際川口外務大臣よりそれぞれCTBT早期批准を働きかけた。

(2) 多国間フォーラムにおける働きかけ

2002年8月、ASEAN拡大外相会議（於ブルネイ）において、川口外務大臣よりASEAN諸国のCTBT早期批准を呼びかけた。

2003年6月、ARF閣僚会合（於プノンペン）において川口外務大臣より9月のCTBT発効促進会議へのハイレベルの参加を働きかけた。

3. 国際監視制度の整備への取り組み

日本は、CTBTの遵守状況を検証するための国際監視制度の立ち上げを支援するために、地震観測に関する日本の高い技

術水準を活用して、開発途上国に対して技術援助を行っている。具体的には、1995年度以降毎年、グローバル地震観測研修に研修生を受入れたり（2003年度までに86名受入）、地震観測機器の供与（2003年度までに17件）等を行っている。このような日本の努力は、国際監視制度の整備に貢献するとともに、CTBT加入に伴う義務の履行を容易にすることにより、加入を促進することにつながる。CTBT機関準備委員会や関係各国からも、このような日本の協力は高く評価されている。特に2002年2月のCTBT機関準備委員会の検証技術作業部会では、日本に対する謝意を盛りこんだ報告書がコンセンサスで了承された。



地震観測機器の技術指導を受けるJICA「グローバル地震観測研修」参加者

4. 日本における国際監視制度への取り組み

日本は、CTBT上、10カ所の監視施設を国内に設置することとされており、2002年11月、これらの監視施設を建設・運用するためのCTBT国内運用体制を設立し、順次建設・整備

を進めている。これら 10 カ所は次のとおりである。

- (1) 地震学的監視観測所主要観測所：松代
- (2) 地震学的監視観測所補助観測所：大分、国頭、八丈島、
上川朝日、父島
- (3) 微気圧振動監視観測所：夷隅
- (4) 放射性核種監視観測所：沖縄、高崎
- (5) 放射性核種のための実験施設：東海

なお、条約上の監視施設としては未完成であるが、地震観測所は国内に既に多数設置されており、そのうち、2003 年 11 月現在、上記 (1) と (2) に設置されている観測所から収集された地震情報は、既にウィーンの国際データセンターに送付されている。

第4章 兵器用核分裂性物質生産禁止条約 (カットオフ条約)

第1節 カットオフ条約の概要とその意義

兵器用核分裂性物質生産禁止条約は、通称 FMCT またはカットオフ条約と呼ばれる。国際的な軍縮交渉の流れの中では、1996年に包括的核実験禁止条約（CTBT）が採択された後、国際社会が次に取り組むべき現実的かつ実質的な多数国間の核軍縮・不拡散措置と位置付けられている。すなわち、現在の核不拡散体制の基礎となっている核兵器不拡散条約（NPT）は、核兵器国から非核兵器国への核兵器やその他の核爆発装置の移譲を防止するとともに、非核兵器国による核兵器の開発・取得を禁止することで、新たな核兵器国の出現を封じようとしている。カットオフ条約は兵器用の核分裂性物質（兵器用高濃縮ウラン及びプルトニウム等）の生産そのものを禁止することで、新たな核兵器国の出現を防ぐとともに、核兵器国による核兵器の生産を制限するものであり、核軍縮・不拡散の双方の観点から大きな意義を有する。

カットオフ条約が成立すれば、米露等による核兵器削減の方向性を支え、新たな核保有国の出現を防ぎ、また、核軍備競争をなくすことにつながり得る。これは、核軍縮・不拡散の歴史上大きな意味をもつだけでなく、国際的な安全保障環境の安定にも大きく貢献することになる。ブッシュ米政権においても、カットオフ条約の交渉開始を支持していることは、前向きの要素である。

想定されている条約上の義務としては、(1) 核兵器その他の核爆発装置の研究・製造・使用のための兵器用核分裂性物質の生産禁止、(2) 他国の兵器用核分裂性物質の生産に対する援助の禁止、(3) 条約遵守を検証する措置の受け入れなどが挙げられる。

第2節 これまでの経緯

カットオフ条約は、1993年9月にクリントン米大統領（当時）が

国連総会演説で提案したものであるが、同年11月には、その交渉を適当な国際的フォーラムで行うことを勧告する国連総会決議がコンセンサスで採択された。その後、交渉の場をジュネーブ軍縮会議（CD）とすることが合意された。

これを受け、1995年、特別報告者に指名されたシャノン・カナダ大使が、交渉マンデート案を盛り込んだ報告書を提出し採択された。また、これを受け、カットオフ条約を扱う特別委員会を、ジュネーブ軍縮会議に設置することが初めて決定された。ジュネーブ軍縮会議においては、交渉を行うためには特別委員会が設置される必要があるが、このような委員会が設置されたのは1995年と1998年だけであった。そのうち、1995年の特別委員会は、議長が指名されなかったため、交渉は行われなかった。

1998年に設置された特別委員会は、インド及びパキスタンによる核実験の実施といった新たな状況の出現を受けて、同年8月、設置されたものであり、モアー・カナダ大使が特別委員会議長に任命された。同議長の下、カットオフ条約交渉特別委員会は、同年8月27日～9月1日の間に2回にわたり会合を開催した。しかしながら、1998年会期終了間際であったこともあり、各国間の意見交換が行われたのみで、実質的な条約交渉を開始するまでには至らなかった。

1999年になると、再びジュネーブ軍縮会議の作業計画を巡る議論が紛糾したため、同特別委員会が再設置されることはなかった。また、2000年には、同年4月に開催されたNPT運用検討会議の最終文書にて、「ジュネーブ軍縮会議におけるカットオフ条約の即時交渉開始及び5年以内の妥結を含む作業計画への合意」が奨励されたため、同年会期内に、カットオフ条約交渉に新たな進展があることが期待されたが、「宇宙空間における軍備競争の防止（PAROS）」についての交渉を、カットオフ条約交渉と同時に開始することを主張する中国と、PAROSに関して交渉を行うことは受け入れられないとする米国の対立により、結局特別委員会を再設

置することはできず、条約交渉開始には至らなかった。

その後も、多くの国がカットオフ条約交渉開始の必要性を主張し、日本を始めとする各国が関係国の合意を得るべく様々な試みを行ってきているが、2003年会期終了時点においても条約交渉は開始されていない（第7部第2章参照）。

第3節 日本の基本的考え方

日本は、カットオフ条約の交渉を速やかに開始し、妥結することが重要と考え、カットオフ条約の交渉開始に向けて積極的に取り組んできている。日本のこの立場は、2003年9月のジュネーブ軍縮会議本会議における川口外務大臣の演説の中でも明確にされている。

また、条約交渉が妥結したとしても、発効までには長期間を要すると思われるので、条約交渉が終了して条約が発効するまでの間、核兵器国が兵器用核分裂性物質の生産停止（生産モラトリアム）を一方的に宣言すべきことを主張している。実際、中国を除く4核兵器国は既に生産モラトリアムを宣言している。日本は、この考えを国連総会に毎年提出している核軍縮決議の中でも言及しており、2003年も同決議案は圧倒的多数の支持を得て採択された。また、日本は、中国に対しても生産モラトリアムに踏み切るように要望している（2003年8月の日中軍縮・不拡散協議の場）。

第4節 カットオフ条約交渉開始に向けての日本の外交努力

日本はこれまで、2000年NPT運用検討会議や国連総会第一委員会（軍縮・安全保障担当）などの場において、カットオフ条約交渉を早期に開始させ、また、一旦開始された暁には、交渉が速やかに妥結するよう様々な条件整備のための外交努力を推進してきた。具体的には、1998年5月にジュネーブにおいてカットオフ条約セミナーを開催し（議長：栗原弘善外務省参与）、主に技術的側

面から同条約の検討を行った。2001年5月には、ジュネーブにおいて、来るべき条約交渉に備えてカットオフ条約交渉に関連する論点全般に関し、各国の担当者の知識・情報量を向上させるためにワークショップを開催した（オーストラリアと共催）。2003年2月には、ジュネーブ軍縮会議本会議において、日本の猪口軍縮代表部大使が、カットオフ条約に焦点をあてた演説を行い、国際社会の平和と安全を維持するためにIAEA（国際原子力機関）の保障措置の下に置かれていない核分裂性物質を管理することは喫緊の課題であることを強調した。また同年3月には、再びジュネーブにおいて、オーストラリア、国連軍縮研究所（UNIDIR）と共催にてカットオフ条約に焦点を当てた「検証に関するワークショップ」を開催した。このワークショップには、2001年に開催したカットオフ条約セミナーに不参加であった中国、パキスタンを含めた各国政府関係者、関係国際機関、非政府団体の代表者ら約120名が出席し、「検証」という軍備管理・軍縮・不拡散条約における極めて重要なテーマに関し多角的な視点から議論を行った。

さらに、2003年8月、猪口軍縮代表部大使が2003年ジュネーブ軍縮会議第3会期議長に就任するのを控え、日本は、カットオフ条約に関する議論を活性化させるため、論点を包括的に整理した作業文書（条約の対象範囲、検証を含む技術的検討及び組織的・法的事項の論点を整理したもの。資料編に要旨掲載）をジュネーブ軍縮会議に提出した。

このほか、日本は、あらゆる機会を通じて関係国政府、国際世論に対し、カットオフ条約の重要性を訴えてきている。日本は、条約交渉の早期開始に向け、今後ともこうした外交努力を継続していく方針である。

第5章 旧ソ連諸国の非核化協力

第1節 概要

米ソ両国は、1991年7月にSTART I（第1次戦略兵器削減条約）に署名し、戦略核兵器の削減に取り組むこととなった。同年12月にソ連邦が崩壊した時点で、15共和国のうちロシア、ウクライナ、カザフスタン、ベラルーシに戦略核兵器が配備されていたが、1992年5月には、核不拡散のための措置として、ロシア以外の3カ国の核兵器はロシアに移送されることが決まった。

これらの核兵器の処理は、第一義的にはこれを引き継いだロシア等の責任で実施すべきものであるが、旧ソ連解体後の政治・経済・社会的混乱により、核兵器廃棄や核不拡散上の措置が着実に実施されないのではないかと危惧がもたれた。このような事態を放置することは、核兵器の拡散、放射能汚染事故等の危険を招きかねず、国際安全保障にとっても深刻な懸念材料であったため、ロシア等による核兵器の処理を支援するための国際的な取り組みが必要とされていた。

こうした状況を踏まえて、日本は、米国、英国、ドイツ、フランス、イタリア等の諸国とともに、旧ソ連諸国の核兵器の安全な廃棄や関係する環境問題の解決等の協力を行うこととした。具体的な協力として、旧ソ連4カ国（旧ソ連下で核兵器が配備されていたロシア、ウクライナ、カザフスタン、ベラルーシ）との間で非核化協力のための協定を結び、1993年4月、総額1億ドルの協力を実施することを決定した。1993年10月から1994年3月にかけて、日露、日ウクライナ、日カザフスタン、日ベラルーシ各非核化協力委員会を設置し、各国に対し支援を開始した。

1999年のケルン・サミットにおいて、日本は、旧ソ連4カ国への更なる協力促進のため、総額約2億ドル相当（一部は既に拠出済みの資金から手当）のプロジェクトに対する協力を表明した（各国に対する協力の詳細は第3節及び第4節を参照）。

その後、2001年9月の米国における同時多発テロ事件等もあり、大量破壊兵器の拡散、特にテロリストによる大量破壊兵器の入手をいかに防ぐかということが国際社会全体における重要な課題となってきた。そのような中で、G8諸国は、ロシアを始めとする旧ソ連諸国に大量に残された大量破壊兵器及び関連物質・技術の拡散防止に対して一致して取り組む姿勢を示し、2002年のカナナスキス・サミットにおいて「大量破壊兵器及び物質の拡散に対するG8グローバル・パートナーシップ」に合意した。

第2節 G8 グローバル・パートナーシップ

1. 経緯

先進8カ国（G8）首脳は、2002年6月26及び27日にカナダで開催されたカナナスキス・サミットにおいて、大量破壊兵器、すなわち核、化学、生物の各兵器、及びその関連物資等の拡散防止を主な目的として、「大量破壊兵器及び物質の拡散に対するG8グローバル・パートナーシップ」を発表した。

これは、まずロシアを対象に、不拡散、軍縮、テロ対策及び環境を含む原子力安全という分野に関連するプロジェクトを協力して実施することを内容とする。具体的な優先分野は、退役した原子力潜水艦の解体、化学兵器の廃棄、核分裂性物質の処分、兵器の研究に従事していた科学者の雇用の4分野とされた。

G8は、この構想の下で、協力事業の円滑な実施を図るべく、事業実施上の困難を克服するため「指針」を策定するとともに、今後10年間にわたって総額200億ドルを上限に資金協力を行うことを目標として掲げた。

2. 意義

G8グローバル・パートナーシップは、ロシア等に残された様々な脅威の源を除去するための事業に協力して取り組むと

いう構想である。この構想には、冷戦の負の遺産を整理するという歴史的な意義があるほか、安全保障、テロ対策を含む不拡散、環境保全という3つの側面から実質的な意義がある。

G8グローバル・パートナーシップが発表される以前においても、わが国を含む各国が2国間協力の枠組み等に基づいて、ロシア等における核兵器解体や化学兵器の廃棄、原子力発電所の安全確保などの問題に協力してきた。しかし、G8グローバル・パートナーシップは、これらの問題全体を包括し、資金調達の規模を示し、事業を実施する際のルールとメカニズムを明らかにして、G8全体としての取り組みを構築しようとするものである。同時に、G8グローバル・パートナーシップでは、事業を実施していく上での困難を取り除くために、問題解決の方向性を与える「指針」が作成され、ロシアも合意している。G8グローバル・パートナーシップは単なる政治声明ではなく、実体面で成果を上げようとするG8の強い意思の現れと捉えることができる。

このG8グローバル・パートナーシップは、日本にとっても大きな意義を有している。

第一に、事業の実施に関する「指針」により、ロシアがプロジェクトの実施に第一義的責任を有することが確認されるとともに、ロシアが他国とのプロジェクトの実施に全面的に協力すべきことが明確にされたことである。この「指針」には、責任の所在、十分な協力の必要性、評価のためのG8調整メカニズムの設置を定めるとともに、プロジェクト実施現場へのアクセス確保、税金免除、免責の保証等の点で必要な措置を講じることが明記されており、日本の主張を十分反映したものである。

第二に、G8が共同して露と調整を進める枠組みが出来たことにより、プロジェクト実施に共通の困難を抱える各国と共同して問題解決に取り組み、また、ロシアと調整することが容易になったことである。

3. 日本の取り組み

日本は、カナナスキス・サミットの場において協力事業の実施上の困難が解決されることが協力の前提である旨述べた上で、G8 グローバル・パートナーシップに、当面2億ドル余りの貢献を行うこととした。具体的には、そのうち1億ドル余りを退役原子力潜水艦の解体にあて（以下第3節参照）、また、1億ドルを余剰兵器プルトニウムの処分計画（以下第3節3.参照）のために拠出することとしている。

日本は、退役原子力潜水艦解体プロジェクトを「希望の星」と名付け、その第一号となるヴィクターⅢ級原潜解体事業を開始した（第3節2.参照）。

4. 各国の取り組み

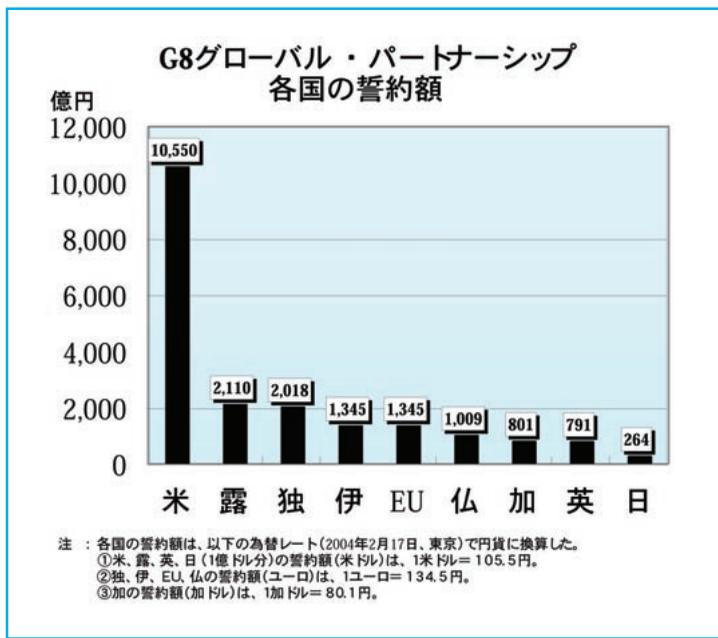
2003年10月までに、G8 グローバル・パートナーシップの下で、G8 各国は次のとおり支援を表明した。

米国：100億米ドル、ロシア：20億ドル、ドイツ：15億ユーロ、イタリア：10億ユーロ、EU：10億ユーロ、イギリス：7.5億米ドル、フランス：7.5億ユーロ、カナダ：10億加ドル

2003年6月1日～3日までフランスにおいて開催されたエビアン・サミットにおいて、新たに5カ国（ノルウェー、スウェーデン、フィンランド、スイス、ポーランド）がG8 グローバル・パートナーシップへ参加することを決定した（その後オランダも新規参加を決定）。

また、2003年のエビアン・サミットにおいては、「G8 グローバル・パートナーシップ」をフォローアップするための「グローバル・パートナーシップ G8 行動計画」が採択された。この「G8 行動計画」では、この1年間でロシアが免税措置に関する決定を行ったことや幾つかの重要なプロジェクトが開始されたこと、新たな国がG8 グローバル・パートナーシップにおける協力への参加を決めたこと等を評価し、次回サミット

までに実質的な成果を達成するために、資金調達に関するカナサスキスでのコミットメントの達成、プロジェクトの拡大、実施上の問題の解決、参加国の拡大等を更に推進することを謳っている。



第3節 ロシアに対する日本の非核化協力(「希望の星」等)

日本によるロシアに対する非核化協力の内容を略述すると以下のとおりである。

1. 液体放射性廃棄物処理施設「すずらん」の建設

1993年、ロシアによる日本海での放射性廃棄物の海洋投棄が大きな問題となった。日本はロシアに対し、海洋投棄の中止を強く求めるとともに、具体的な防止のための措置として、日露非核化協力委員会を通じて、液体放射性廃棄物処理施設「すずらん」の建設に協力することとした。

「すずらん」は、浮体構造型の洋上処理施設で、年間約7000立方メートルの液体放射性廃棄物を処理する能力を備え、現在極東に貯蔵されている液体放射性廃棄物（約5000立方メートル）に加えて、今後極東において実施される原子力潜水艦の解体によって生じる液体放射性廃棄物（原潜1隻あたり約300立方メートル）を処理するために十分な能力を有している。「すずらん」は、1996年1月に建設が開始され、1998年4月に完成、施設の稼働に必要な試運転やロシア国内の調整を行い、2001年11月にロシア政府への引き渡し式が行われた。現在、ウラジオストク近郊ボリショイ・カーメニ市の原潜解体工場内に係留されて、原潜の解体によって生じる液体放射性廃棄物の処理を行っている。ロシア側の説明によれば、「すずらん」稼働後は、原潜解体に伴う液体放射性廃棄物は一滴も日本海に投棄されていない。



日本の支援により建設されたロシアの液体放射性廃棄物施設「すずらん」

2. 退役原子力潜水艦解体プロジェクト「希望の星」

現在、日本海を挟んで日本に隣接するロシア極東地域には、太平洋艦隊から退役した40隻以上の原子力潜水艦が係留されている。その多くは核燃料を搭載したままで、長期間の係留により船体の腐食が進み、このまま放置すれば深刻な放射能汚染を引き起こす危険性があるため、日本海の環境や漁業の安全にとっての潜在的な脅威となっている（実際に、同地域では1980年代に原子力潜水艦の臨界事故が発生し、周辺地域で放射能汚染が生じているが、この事故原潜も未処理のまま係留されている）。また、艦内に残された核物質が不法に持ち出され、テロリストなどの手に渡る危険性も排除できない。

このように、退役原潜の迅速かつ安全な解体は、核軍縮の観点のみならず、核不拡散や日本海の環境保護の観点からも重要かつ緊急の課題となっている。退役原潜の解体は第一義的にはロシアの責任で行うべきものであり、ロシアも自国で解体を進めているが、ロシアだけで全ての原潜を解体するには時間がかかり、環境汚染のおそれもあるので、諸外国からの協力を必要としている。

日本は、米国とも調整しつつ、ロシア政府との間で「軍縮と環境保護のための日露共同作業」（1999年5月）、「軍縮・不拡散・核兵器廃棄支援分野における日本国政府とロシア連邦政府との間の協力に関する覚書」（2000年9月）を発出し、日露非核化協力委員会を通じて、極東における退役原子力潜水艦解体関連プロジェクトの実施に向けた調査を実施した。また、2002年11月には、新藤外務大臣政務官（当時）がウラジオストクを訪問し、直接ロシア側関係者と協議を行った。

2003年1月、小泉総理訪露時に日露首脳により採択された「日露行動計画」において、プロジェクトの実現を加速化するための活動調整メカニズムの強化と、極東における退役原子力潜水艦解体事業の着実な実施が明記された。この訪問の際、

小泉総理の演説の中で、本事業は、原潜解体の現場となる造船所の名称「ズヴェズダ」（ロシア語で「星」）に因んで「希望の星」と命名された。また、実施体制を強化するため、日露非核化協力委員会内に日露双方の担当官からなる「実施タスクフォース」の設置が決定された。



ズヴェズダ造船所にてスピーチを行う新藤大臣政務官（当時）（2003年6月）

2003年2月、日本は、これまでの調査の結果を踏まえ、「希望の星」の最初の事業として、ズヴェズダ造船所に保管されている「ヴィクターⅢ級」退役原子力潜水艦1隻の解体に協力することを決定した。2003年6月、日露非核化協力委員会とロシア原子力省との間で同事業に関する基本文書に署名がなされ、同年11月には、解体を行うための具体的契約が合意されて（署名は同年12月）、実際の解体作業が開始された。



ズヴェズダ造船所における原潜解体

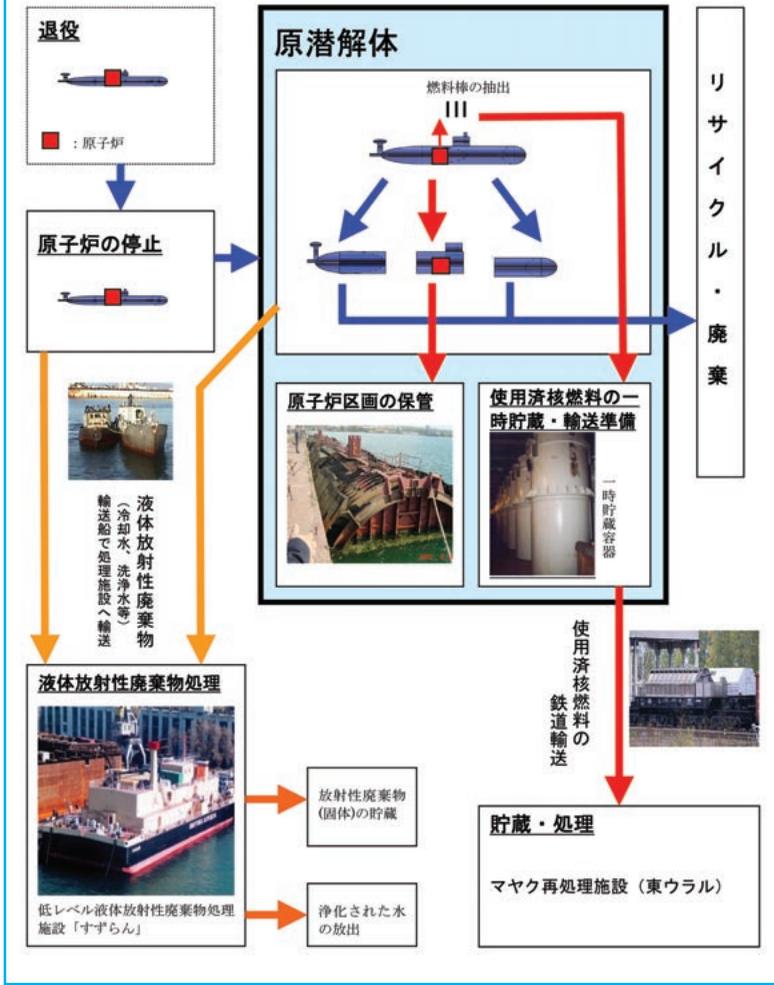
3. ロシアの余剰兵器プルトニウムの管理・処分

(1) 問題の所在

米国とロシアの間で核軍縮に進展が見られた結果（参考「核兵器国の軍備管理と核軍縮」第2節1.参照）、解体された核兵器から大量のプルトニウムが発生することとなった。特に、国内管理体制が弱く、処分のための資金も少ない露において、余剰兵器プルトニウムの核兵器への再転用と流出を防止することが、(イ) 不可逆性（プルトニウムが核兵器製造に再利用されないことを確保すること）の確保により米露核軍縮の一層の進展を促し、(ロ) 核テロ対策及び核の不拡散を強化する観点から、重大な課題となっている。

この問題の解決は、当事国である米露間で協定に基づく枠組みを構築して取り組んできているが、資金・技術面等で他の主要国の協力が強く望まれており、これまでも G8 サミット・プロセスの主要案件として協力が検討されてきた。

原潜解体・処理のプロセス



(2) G8 サミット・プロセスにおける検討と日本の取り組み

2000年米露協定により、米露双方でそれぞれ、34トンの余剰兵器プルトニウムを並行して処分する旨合意した。ところが、露には十分な資金が無く、他のG8各国に支援が求められ、

G8 サミット・プロセスの主要案件として、国際的な資金調達計画及び協力関係を調整するための多国間の枠組みの構築に関する検討が行われてきた。

2002年6月のカナダ・サミットにおいて合意されたG8 グローバル・パートナーシップの中で、ロシアにおける余剰兵器プルトニウム処分は、優先課題の一つとして位置付けられた。これを受け、日本は、このサミットにおいて、小泉総理より、余剰兵器プルトニウム処分計画に1億ドルの拠出を行うことを発表した。

一方で、日本の核燃料サイクル開発機構と露の研究機関との間の研究協力により、原子爆弾2～3個に相当する量の約20kgの兵器級プルトニウムをバイパック（振動充填）燃料に加工し、高速炉を用いて処分することに成功しており、日本としては、上記のわが国による1億ドルの資金貢献が、日露研究協力の更なる発展につながることを期待している。

現在も、G8諸国を中心に、余剰兵器プルトニウムの処分方式や多国間の枠組みのあり方等について、検討が行われている。

第4節 その他の日本の非核化協力

1. ウクライナ

(1) 国内計量管理制度(SSAC: State System for Nuclear Material Accountancy and Control) の確立支援

SSACとは、どのような核物質がどれだけあり、一定期間に新たにどれだけ搬入・搬出され、そして現在、どのような核物質がどれだけ残っているかを正確に計量管理するとともに、この流出を防ぐために、封じ込め・監視を行うための制度である。また、IAEAが保障措置を効率的に適用し、その信頼性を確立するための前提として整備する必要があるものである。

ウクライナは、旧ソ連から分離独立後、非核兵器国としてNPTに加盟したことに伴い、IAEAによる保障措置を受諾する

義務が生じた。しかし、そのために必要なSSACを自ら確立することが困難であったため、日本は、IAEAとも調整しつつ必要な支援を行った。具体的には、ハリコフ研究所に対して計量管理及び核物質防護システム等を供与し、環境保護原子力省及びキエフ研究所に対して計量管理システム等を供与してきた。

(2) 核兵器廃棄要員のための医療機器供与

核兵器廃棄の過程で発生する放射能汚染や有毒なミサイル燃料の漏出等による被害を受けた軍の要員の検査・治療のために、1995年6月、医療機器・医薬品を供与し、1997年8月、各種分析機材用試薬の追加供与を実施した。また、国防省の要請を受け、軍病院に対する医療機器の追加供与を1998年8月に完了するとともに、2000年3月に試薬等を供与した。これらの機材は、チェルノブイリ原発事故の被災者に対しても活用されている（検査人数の34%を占める）。

また、2001年6月に医療器材を追加的に供与した。

2. カザフスタン

(1) 国内計量管理制度（SSAC）の確立支援

非核兵器国としての義務であるIAEA保障措置を受諾するのに必要なSSACを確立するため、アクタウの高速増殖炉（BN-350）に対するフローモニター機器、核物質防護システム及び計量管理システムの供与、原子力庁及び原子力エネルギー研究所に対する核物質防護システムの供与を実施した。

(2) セミパラチンスク核実験場周辺地域の放射能汚染対策

セミパラチンスクには、旧ソ連時代に核実験場が置かれており、その周辺地域には、今も約20万人とも言われる被曝者が存在している。カザフスタン保健委員会からの要請に基づき、これらの被曝者救済の観点から、長崎大学医学部の全面

的な協力を得て行われた。1999年8月、日本は、セミパラチンスク医科大学及びセミパラチンスク放射線医学環境研究所に対し、遠隔医療診断システム、各種研究機材等を供与するとともに、2001年4月、同機材の機能向上を行った。

また、カザフスタン保健省からの要請に基づき、アルマティにおいて被曝者治療にあたっている大祖国戦争障害者病院に対して医療機材及び医薬品の供与を実施した。

さらに、セミパラチンスク地域の汚染地域調査を行っている国立核センターに対して、サンプリングした歯の放射線量を測定する機器を供与した。

3. ベラルーシ

(1) 国内計量管理制度 (SSAC) の確立支援

非核兵器国としての義務であるIAEA保障措置を受諾するのに必要なSSACを確立するため、首都ミンスク近郊のソスノイ研究所等に対して計量管理システム及び核物質防護システム等を供与してきた。

(2) 旧軍人の職業訓練センターに対する機材供与

戦略核ミサイル軍の解体に伴い職を失った旧核兵器関連軍人の民間への転出を促進することを目的として、リーダー市(旧ソ連のかつてのミサイル基地)に開設される「職業再訓練センター」に対し、コンピュータ等の関連機材の供与を1999年2月に完了した。

4. 国際科学技術センター (ISTC)

ISTCは、旧ソ連下で大量破壊兵器の研究に従事していた科学者・研究者の国外流出を防止するために、これらの科学者・研究者が平和目的の研究プロジェクトに従事する機会を提供し、軍民転換を促進することを目的とする国際機関である。日本は1992年、米国、欧州連合(EU)、ロシアとともに「国際

科学技術センター（ISTC）を設立する協定」に署名し、1994年3月、ISTCがモスクワに本部を置き活動を初めて以来、積極的な支援を行っている。

ISTCは、科学技術面での協力を通じて旧ソ連諸国に対し多国間で、非核化・不拡散の目的を追求し、成功している枠組みであり、現在では、日本をはじめ、米国、EU、ロシア、韓国、ノルウェー、ベラルーシ、カザフスタン、アルメニア、グルジア、キルギス、タジキスタンが参加している。これまで1910件を越えるプロジェクトに対し、約5.7億ドルの支援が決定され、延べ51000人以上の旧ソ連諸国の科学者・技術者が対象となってきた（2003年11月現在）。日本もこれまで約5700万ドルのプロジェクト支援を行っている。

参 考 核兵器国の軍備管理と核軍縮

第1節 総論

1. 核兵器国

NPTにおいて、「核兵器国」と呼ばれているのは、米国、ロシア、英国、フランス、中国の5カ国である。インドとパキスタンは、核実験を実施し、核兵器保有を宣言しているNPT非締約国である。またイスラエルは、宣言していないものの既に核兵器を保有している「事実上の核兵器国」と言われている。

このうち、米露両国は世界の核兵器の大部分を保有しており、米露両国による核兵器の削減は、世界の核軍縮にとって大きな意味を持っている。

なお、NPT第6条では、「各締約国は、核軍備競争の早期の停止及び核軍備の縮小に関する効果的な措置につき、(中略)全面的かつ完全な軍備縮小に関する条約について、誠実に交渉を行うことを約束する。」ことが定められている。

核軍縮・核不拡散

核兵器国の核兵器保有状況とその推移

核兵器保有状況 (2002年1月現在)

	内 訳	核弾頭数		運搬手段	
米	I C B M	1700	計 7600	550	計 1096
	S L B M	3120		432	
	戦略爆撃機	1660		114	
	非戦略核兵器	1120		—	
露	I C B M	3011	計 8331	706	計 2216
	S L B M	1072		232	
	戦略爆撃機	868		78	
	戦時防衛用対空ミサイル	1200		1200	
	非戦略核兵器	2180	—		
英	地上発射ミサイル	0	計 185	0	計 48
	S L B M	185		48	
	爆撃機等航空機	0		0	
仏	地上発射ミサイル	0	計 348	0	計 132
	S L B M	288		48	
	攻撃機(艦載機含む)	60		84	
中	地上発射中長射程弾道ミサイル	120	計 402	120	計 282
	S L B M	12		12	
	爆撃機(攻撃機含む)	150		150	
	非戦略核兵器	120		—	

出典：2002年SIPRI (ストックホルム国際平和研究所) 年鑑

核兵器国の核弾頭総数の推移

	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001
米	21211	18306	13731	11536	11012	10953	10886	10829	10763	10698	8876	8876
露 (ソ)	33417	28595	25155	22101	18399	14978	12085	11264	10764	10451	9906	9196
英	300	300	300	300	250	300	300	260	260	185	185	185
仏	505	540	540	525	510	500	450	450	450	450	464	348
中	430	435	435	435	400	400	400	400	400	400	410	410

出典：1990～1999年のデータは Bulletin of the Atomic Scientists (November/December 2002)
2000～2001年のデータは SIPRI (ストックホルム国際平和研究所) 年鑑

2. 核兵器の種類

核兵器の分類について確立した定義は無いが、一般に、相手国の首都などを直接攻撃し甚大な被害を与えるものを「戦略核兵器」（米露にとっては射程距離が長いので「長距離核兵器」ともいう）、それより狭い戦域で使用されるものを「戦域核兵器」（「中距離核兵器」）、さらに狭い戦場の範囲で使用されるものを「戦術核兵器」（「短距離核兵器」）、と呼んでいる。また「戦域核兵器」と「戦術核兵器」を総称して、「非戦略核兵器」と呼ぶこともある。米露（ソ）間においては、戦略兵器削減条約（START）等において戦略攻撃（核）兵器が定義されており、それ以外のものが非戦略核兵器と解釈されている。なお、STARTにおける定義は、核弾頭の大きさ（核出力）ではなく、運搬手段（ICBM、SLBM、戦略爆撃機等）によってなされている。

ただし、米露にとっては「戦域核」でも、他の国にとってはその地理的位置、国土の広さ等により「戦略核」となる場合があり、厳密な定義は難しい。

第2節 米露の核軍縮・軍備管理

1. 米露間の戦略核兵器削減条約概要

(1) 概要

戦略兵器削減条約（START）交渉は、冷戦期に増大していった米露両国の戦略核戦力を、はじめて削減したプロセスであった（中距離核については1987年12月に米ソ間で地上配備の中距離核兵器を全廃するINF条約が署名され、1988年6月に発効している）。これによって両国の戦略核戦力は大幅に減少することとなり、核軍縮の観点からも非常に大きな意義があった。START Iプロセスの結果、米露の戦略核弾頭数は冷戦期の約60%となり、STARTは核軍縮の1つの重要な基礎を構成してきたとすることができる。

他方、2001年1月に発足した米国のブッシュ政権は、その成立当初から、米ソ両国が各々1万発以上の戦略核兵器を保有して対峙していた冷戦時代の敵対的な米露（ソ）関係に決別し、大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡散といった脅威に対抗する新たな安全保障体制構築の必要性を主張していた。この動きは、2001年9月11日の米国同時多発テロにより加速されるように進展し、米露間において相互の戦略核兵器を約2000発程度の水準まで削減することについての合意が形成されていった。その結果、これまでのSTARTプロセスとは別の形で、米露両国の戦略核弾頭を削減することを定めた、戦略攻撃能力削減に関する条約（モスクワ条約）が成立することとなった。

(2) STARTプロセス

(イ) 第1次戦略兵器削減条約（START I）

1991年7月に米ソ両国により署名されたSTART Iは、戦略核の三本柱、すなわち、両国が配備する大陸間弾道ミサイル（ICBM）、潜水艦発射弾道ミサイル（SLBM）及び重爆撃機の運搬手段の総数を条約の発効から7年後にそ

れぞれ1600基(機)へ削減することを規定した。また同条約は、ロシアの保有している重ICBM(破壊力、すなわち発射重量又は投射重量が大きいICBMを指し、多弾頭化されたSS-18がこれに該当する)の上限を154基と規定した。さらに、配備される戦略核弾頭数の総数は6000発に制限され、このうちICBM及びSLBMに装着される戦略核弾頭の総数は4900発を越えてはならないこと等が規定された。

その後、ソ連の崩壊により、旧ソ連の戦略核兵器が配備されていたウクライナ、カザフスタン、ベラルーシ及びロシアと米国の5カ国は、START Iの当事国となること、並びにウクライナ、カザフスタン、ベラルーシは非核兵器国として核兵器不拡散条約(NPT)に加入することが定められた(リスボン議定書)。

また、ロシアを除く旧ソ連3カ国は、領域内のすべての核兵器を撤去してロシアに移管することとし、1996年11月にベラルーシからロシアへの核弾頭の移送が完了したことによって、すべての核弾頭がロシアに移管された(カザフスタンは1995年5月、ウクライナは1996年6月にそれぞれ完了)。

START Iは1994年12月に発効し、2001年12月に米露両国は、それぞれの戦略核弾頭数を6000発以下まで削減し、START Iに基づく義務の履行を完了したことを宣言した。

(ロ) 第2次戦略兵器削減条約(START II)

START Iの発効を待たずして、1992年6月には米露間でSTART IIの基本的枠組が合意され、1993年1月には、米露両国が配備する戦略核弾頭数を2003年1月1日までに3000～3500発以下に削減すること、そのうちSLBMに装着される核弾頭数を1700～1750発以下にすること、さら

にICBMを単弾頭にする、すなわち、多弾頭ICBM及び重ICBM（SS-18）を全廃すること等を規定するSTART IIが署名された（その後、1997年9月に署名されたSTART II議定書により、削減期限が2007年まで延長された）。

2000年4月にロシア議会はSTART II批准法案を可決したが、これには米国がABM条約からの脱退などを行った場合は、START IIから脱退する権利を留保する旨の規定が含まれていた。米国はSTART II条約を批准したものの、START II条約を修正した同議定書については批准せず、START IIは発効していない。

その後、2002年6月14日、米国による対弾道ミサイル・システム制限条約（ABM条約）からの脱退を受けて、ロシアは、米国がSTART II条約議定書の批准を拒否し、ABM条約から脱退したことを指摘し、「ロシア政府は、米国の行動、及びSTART II条約が効力を発する如何なる必要条件も存在しなくなったことに留意し、条約の目的達成に資さない行動を抑制する如何なる国際法上の義務もはや負わないと考える」旨を表明した。

（ハ） 第3次戦略兵器削減条約（START III）

97年3月、ヘルシンキ米露首脳会談の結果発表された「将来の核戦力削減のパラメーター」に関する共同声明において、米露両国は、START IIが発効し次第START III交渉を開始すること、及びSTART IIIの基本的要素として、2007年12月31日までに双方の戦略核弾頭数を2000～2500発にすること、その他戦術核兵器、潜水艦発射巡航ミサイル（SLCM）などについて交渉することに合意した。しかしながらその後、条約案文の合意、署名等はなされていない。

(3) 戦略攻撃能力削減に関する条約（モスクワ条約）

ブッシュ米大統領は、就任以前から、冷戦後の新たな核政策を策定する必要を訴えていた。就任後、ブッシュ大統領は、新政権の安全保障政策の方向性を明らかにした米国防大学での演説（2001年5月）の中で、冷戦後、ロシアはもはや敵ではなく、核兵器は引き続き米及びその同盟国の安全保障に極めて重要な役割を有しているが、冷戦が終わったという現実を反映するように、米は、核兵力の規模、構成、性格を変えることができるし、そうするであろうと述べた。

2001年11月13～15日、米露首脳会談（ワシントン／クロフォード）が行われ、ブッシュ米大統領はプーチン露大統領に対し、米国は今後10年間で実戦配備された戦略核弾頭を、米国の安全保障に合致する水準である1700～2200発まで削減することを伝えた。

そして更なる協議を重ねた結果、米露両国は、2002年5月24日、モスクワで開催された米露首脳会談において、START I以降の更なる戦略核兵器の削減を定めた、戦略攻撃能力削減に関する条約（通称名「モスクワ条約」）の署名を行った。その後、米国は2003年3月に、ロシアは同年5月に、それぞれ議会における批准手続きを終え、同年6月1日、サンクトペテルブルクで行われた米露首脳会談において、批准書が交換され、モスクワ条約は発効した。

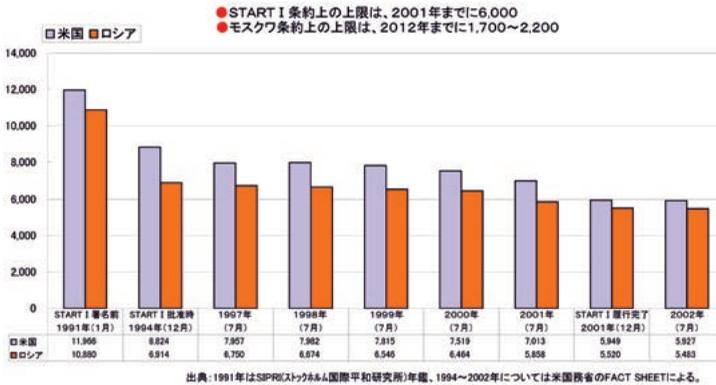
(参考 1) モスクワ条約の概要

1. 2012年までの10年間で、米露の戦略核弾頭を各々1700～2200発に削減することを定めた、法的拘束力のある「条約」（発効のため両国議会での批准が必要）。
2. 配備された戦略核弾頭数の削減を定めたもので、核弾頭自体、及び運搬手段（ICBM、SLBM等のミサイル本体、爆撃機等）の廃棄は義務付けられておらず、米露両国とも削減した弾頭の保管が可能。
3. (削減せずに保持する) 戦略攻撃（核）兵器の構成、構造については両国が独自に決定する（ICBM、SLBM、戦略爆撃機等の種類と数、MIRV弾頭の保有等については、規制されない）。
4. 条約履行のため、両国間の履行委員会を年2回以上開催。
5. 削減状況の検証措置等は、START Iの規定に基づくとともに、履行委員会に委ねられる。

(参考 2) モスクワ条約の発効についての**日本の外務報道官談話（2003年6月1日）**

1. 6月1日（日）、サンクトペテルブルクで行われた米露首脳会談において、両国首脳は、戦略攻撃能力削減に関する条約（モスクワ条約）の批准書を交換し、この交換により同条約が発効した。わが国は、この条約の発効を歓迎するとともに、今後、米国・ロシア両国によって同条約が着実に履行されることにより、更なる核軍縮が可能となることを期待する。
2. この条約は、米国・ロシア両国の配備された戦略核兵器の削減を、条約という法的拘束力を有する形式で担保したものであり、同条約の発効は、核軍縮に向けた新たな一歩であると評価している。また、わが国は同条約を、米国・ロシア両国のより安定した二国間関係と新たな戦略的枠組みの構築への努力を象徴するものであると受け止めている。
3. わが国は、今回発効したこの条約が、国際的な軍備管理・軍縮・不拡散の動きを促進し、国際安全保障環境の向上が図られていくことを強く期待するとともに、わが国としても現実的かつ着実な努力を重ねていく考えである。

米露の戦略核弾頭数の推移とSTART I、モスクワ条約の上限



2. 対弾道ミサイル・システム制限条約（ABM 条約）

(1) 概要と意義

対弾道ミサイル・システム制限条約（ABM 条約）は、米ソ間で1972年5月署名、同年10月発効した条約であり、戦略弾道ミサイルを迎撃するミサイル・システムの開発、配備を厳しく制限する。配備については、各国とも当初2カ所（1974年7月の議定書により1カ所、すなわち米国はノース・ダコタ州のICBM基地、ソ連は首都モスクワに限定）、1基地当たりの発射基及び迎撃ミサイルを100基以下とすること等を規定する。

このABM条約は、いわば双方の「楯」を制限し、防御態勢を敢えて脆弱なものに保つことにより核攻撃を相互に抑止しようとする、相互確証破壊の考え方の基礎をなすものといわれてきた（第1部第1章参照）。

(2) 米国の脱退によるABM条約の失効

就任後、ブッシュ大統領は、冷戦時代とは異なった今日の世界が直面する脅威に対抗するために、ミサイル防衛構築の

必要を訴え、そのためには米の防衛能力に制約を課すABM条約を超える必要があるとした(2001年5月国防大学での演説)。

2001年9月11日の米国同時多発テロ以降、米政権は、国際テロと大量破壊兵器・弾道ミサイル拡散の脅威との関連性を一層強調するようになった。

このような中、2001年12月13日、ミサイル防衛の推進を意図したブッシュ大統領は、ABM条約から脱退する旨をロシアに対して正式に通告した。これに対してプーチン露大統領は、米国による措置が予想外ではなかったこと、かかる決定は「間違い」であるとしつつも、ロシアの安全保障にとって脅威とはならないものであり「現在の米露関係のレベルは維持されなければならないだけでなく、戦略的相互関係の新たな枠組みを早急に策定するために利用されなければならない」とすることを述べ、抑制的な反応を示した。さらにプーチン大統領は、戦略攻撃兵器の核弾頭数を1500～2200発の水準まで削減することに関しても、米露間の合意を目指していく考えを明らかにした。

この米国によるABM条約からの脱退表明により、米ソ冷戦期以来の相互確証破壊に立脚した、ABM条約に象徴される、米露の戦略安定を担保する枠組み(戦略核兵器管理の枠組み)が崩れ、その後いかなる米露間の戦略的枠組みが構築されるのかが、世界の平和と安定に関わる問題として注目されることとなった。このような流れのなか、2002年5月に米露両国はモスクワ条約に署名したことから、同条約は米露両国のより安定した2国間関係と、新たな戦略的枠組みの構築への努力を象徴するものであるとみられている。

なお、ABM条約は締約国の脱退6カ月前における通知を義務付けており、2002年6月13日に米国の正式脱退が成立し、同条約は失効した。

3. 米露の一方的措置

1990年代初頭、米露（ソ）両国は、主に非戦略核兵器（戦術核兵器）に関し、自主的な形で大幅な削減を実施した。これは、旧ソ連が崩壊していく過程において、核管理体制崩壊の危険性や第三世界への核拡散という新たな差し迫った脅威が生じたことに基づく措置であった。

1991年9月、ブッシュ米大統領は、ソ連のゴルバチョフ政権に呼びかける形で、米国外配備等の地上発射戦術核兵器の撤去と廃棄、及び海洋発射（艦艇搭載型等）の戦術核兵器の撤去とその一部の廃棄等を一方的に行うという、核兵器削減措置（イニシアチブ）を発表した。これに呼応する形で、翌10月、ゴルバチョフ大統領は、全ての地上発射戦術核兵器、及び海洋発射の戦術核兵器の撤去と廃棄等を発表した。

さらに、1991年12月のソ連崩壊を受けて、1992年1月、ブッシュ米大統領は、B-2爆撃機計画の75機から20機への削減、小型ICBM計画の中止、独立国家共同体（CIS）側の全ての多弾頭ICBM撤廃を条件とした潜水艦発射弾道ミサイル（SLBM）弾頭数の約3分の1の削減、などの戦略核兵器削減に関する措置を発表した。これに対し、同月、エリツィン露大統領は、軍備管理・軍縮政策演説において、全ての地上発射型戦術核兵器、航空機搭載型戦術核兵器の2分の1、半数海上発射戦術核兵器の3分の1、対空ミサイル用核弾頭の2分の1等の廃棄、重爆撃機（TU-160、TU-95MS）の生産中止、戦略核弾頭の総数を2000～2500発まで削減する提案を準備したこと、などを含む包括的な発表を行った。

なお、2002年1月現在、非戦略核弾頭について、米国は1120発、ロシアは3380発（防衛用を含む）を保有する（SIPRI YEAR BOOK2002）と見られている。

また、米国は1991年に、ロシアは1994年に、それぞれ核兵器用の核分裂性物質の生産を中止したと公表されている。

4. 小型核兵器

(1) 小型核兵器とは

「小型核兵器」については、普遍的な国際条約等で認められた定義はない。しかし、米国の1994会計年度予算授権法のいわゆる「ファース・スプラット条項」は、新たな低出力核兵器（low-yield nuclear weapon）の研究・開発を禁じており、同条項において、「低出力核兵器」とは「核出力5キロトン未満の核兵器」と定義されていることから、一般に、この低出力核兵器に該当するものを小型核兵器と呼ぶ場合が多い。

(参考) 核兵器の大きさ

核兵器の大きさ、すなわち爆発力は核出力と呼ばれ、その単位は「キロトン (kT)」で表される。1キロトンは（ダイナマイト等に使用される）TNT火薬1000トン分の爆発力を示す。ちなみに、現在、米国の保有する核兵器のおおよその核出力は、戦略核で100～1200キロトン（主流は100～300キロトン）、非戦略核（戦術核）で0.3～170キロトン（主流は1.5～10キロトン）であるとされている（広島型原爆は15キロトン、長崎型原爆は22キロトン）。

(2) 米国における小型核兵器の研究再開問題

(イ) 米国は、小型核兵器を1994年以前から保有していたが、1994年以降、その研究・開発を国内法（予算授権法）で禁止していた。ところが、2003年に入ってブッシュ政権下与党共和党は、低出力核兵器の研究・開発を禁じた「ファース・スプラット条項」の廃止もしくは改訂を議会に提案し、両院協議会の調整を経て、11月、その内容を含む2004会計年度国防予算授権法案が可決された。

可決された2004会計年度国防予算授権法案は、①低出力核兵器研究・開発禁止条項を廃止するが、②低出力核兵器の実験、取得、配備は許可せず、③技術的開発段階

またはそれ以降の段階を開始することは議会の承認が必要、という内容であった。

- (ロ) この米国における小型核兵器の研究再開問題の焦点は、主に強力地中貫通型核爆弾（RNEP: Robust Nuclear Earth Penetrator）の研究についてであるとみられており、これは生物・化学兵器関連等の地下施設をより効果的に破壊することを目的とした兵器といわれている。米国は現在、地中貫通型爆弾に関し、核兵器ではB61-11核爆弾を、また通常型爆弾ではBLU-28爆弾（湾岸戦争時に開発された「バンカーバスター」）等を保有している。しかし、これらの地中貫通型爆弾はその地下貫通能力が限定的であり、大量破壊兵器関連の施設等が大深度地下に造られた場合、有効な攻撃、破壊ができない可能性があることが指摘されていた。

(3) 米国の小型核兵器研究再開に関する日本の対応

- (イ) 日本はこれまでに国際社会に対して、小型核兵器を含む非戦略核を保有する全ての国が、透明性のある方法でこれらの兵器を更に削減することの必要性を強調し、核兵器使用に対する敷居は可能な限り高く維持されなければならないと述べてきており、これらの立場は米国にも二国間協議の場で伝えている。
- (ロ) また、小型核兵器の研究再開については、日米の定期的な協議の場において日本より米国政府に対し、日本の世論を含む国際世論には、核軍縮・不拡散体制に悪影響を及ぼす可能性や、核実験再開に繋がるのではないかとの懸念があること等を指摘するとともに、日本としてこうした懸念が国際的な大量破壊兵器等の軍縮・不拡散の動きに対して、消極的な影響を与える可能性があるとの問題意識を有していることを提起している。

**(参考) 小型核兵器研究再開に関する米国政府関係者の発言
(ラムズフェルド国防長官：2003年5月20日の
記者会見要旨)**

(小型核兵器については、) 研究(するだけ)であり、それ以上でもそれ以下でもない。追求でも、開発でも、組み立てでも、製造でも、配備でも、使用でもない。米国は、(地中貫通型の) 小型核兵器を既に保有しており、(また、ロシアも小型核を保有し、開発、製造も行っていることから) 今回の研究再開が、核使用の敷居を下げる等、何か事態に変化をもたらすものではない。(どんな兵器を研究するのかとの問に対して) 例えば、米国が地中貫通型のような小型核兵器の研究が制限されていると、敵は賢く対応し地下に潜ってしまう。

第3節 宇宙における軍備競争の防止

1. 宇宙の軍事利用を規制する枠組み

宇宙空間の軍事的利用を規制する主な国際条約としては、以下の3つがある。

- (1) 宇宙条約(正式名称:「月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における国家活動を律する原則に関する条約」、1967年発効)
 - ・主要な内容:大量破壊兵器の宇宙空間への配置の禁止、及び月その他の天体の軍事施設の設置等の禁止。
- (2) 部分的核実験禁止条約(正式名称:「大気圏内、宇宙空間及び水中における核兵器実験を禁止する条約」、1963年発効)
 - ・主要な内容:宇宙空間における核実験を禁止。
- (3) 環境改変技術使用禁止条約(正式名称:「環境改変技術の軍事的使用その他の敵対的使用の禁止に関する条約」1978年発効)
 - ・主要な内容:地球又は宇宙空間の構造、組成又は運動等に変更を加える技術の軍事的使用その他の敵対的使用を禁止。

2. 「宇宙空間における軍備競争の防止(PAROS)」について

(1) 概要

大量破壊兵器の宇宙空間への配備等は、宇宙条約で禁止されており、現在の宇宙の軍事的利用としては、主に偵察、早期警戒衛星、通信衛星、測位衛星（GPS）等の利用が挙げられる。

他方、科学技術の進歩等にもない、宇宙空間の更なる軍事利用の拡大を抑制すべきであるという考え方から、第1回国連軍縮特別総会（1978年）が、その最終文書において「宇宙空間における軍備競争を防止するため、宇宙条約の精神に従って、さらに追加的な措置がとられるべきであり、適切な国際交渉が行われるべきである」と指摘したこと等をはじめとして、「宇宙空間における軍備競争の防止（PAROS）」という概念が提唱され、議論されるようになった。

(2) PAROSに関する議論

1985年、ジュネーブ軍縮会議において、PAROSに関する特別委員会が設けられ、主に新たな条約の作成の必要性、衛星攻撃兵器の禁止、対弾道ミサイル・システムの評価、信頼醸成措置の取り扱いなどにつき議論がなされた。しかし、旧ソ連及び東欧諸国が、米国の戦略防衛構想（SDI）計画は宇宙の軍事化につながるなどと強い懸念を示したのに対し、米国及び英国は、いずれの国も宇宙兵器開発に力を注いでいる兆候はなく、現行諸条約により宇宙空間の軍備競争は制限されており新たな条約は不要、実効的な検証制度の構築が困難、などと主張して対立し、実質的な議論の進展のないまま、1994年に特別委員会は終了した。

その後、1999年に、米国のミサイル防衛問題を契機として中国が、宇宙空間の兵器化防止に関する条約の交渉を任務（マנדート）とする特別委員会の再設置等をジュネーブ軍縮会議で提案した。これを契機として、中国は宇宙空間の兵器化防止の推進を強く主張するようになり、2000年及び2001年に

は、宇宙空間の兵器化防止に関する文書をジュネーブ軍縮会議において提出した（ただし2001年の文書は、中国とロシア、ベトナム、インドネシア、ベラルーシ、ジンバブエによる共同提案。以下の参考参照）。なお、これら2つの文書は、主に宇宙条約で禁止されていない大量破壊兵器以外の、いわゆる通常兵器の宇宙空間等への配備禁止を主たる目的としたものとみられる。

また、ロシアは、米国のミサイル防衛計画に対し、当初その推進やABM条約からの脱退等に警戒感を有し、2001年9月の国連総会においてイワノフ露外相が、宇宙空間への兵器の配備を禁じ、宇宙物体に対する軍事力を行使しないよう包括的な条約の作成に向けた国際社会の取り組みの重要性を強調する演説を行い、また、上記の中国との共同文書を提出するなどの動きをみせた。

これに対し米国は、2002年1月にジュネーブ軍縮会議での演説において、ボルトン米国務次官が「我々は、現在の宇宙利用に関する取り決めが全ての目的を満たしていると考えているため、新しい協定は不要と考える。」と述べるなど、PAROS等の宇宙の軍事利用を制限する新たな枠組みは必要ない、との姿勢を示している。

**(参考) 2001 年の中露等による宇宙の兵器化防止に関する
共同作業文書 (条約草案) の概要**

1. 名称

宇宙空間への兵器配備及び宇宙空間中の物体に対する戦力の使用及び威嚇の防止条約

2. 基本的義務

- ・ あらゆる種類の兵器を運搬する物体の地球周回軌道への配備の禁止
- ・ 天体上への兵器設置の禁止
- ・ その他のあらゆる方法での宇宙への兵器配置の禁止
- ・ 宇宙 (に配置された) 物体に対する武力の行使と威嚇の禁止
- ・ この条約によって禁止される活動に関し、他の国家、国家集団、国際機関への協力、助長の禁止

3. 宇宙の平和利用及びその他の軍事的利用

- ・ 本条約は、平和目的のための研究と利用、もしくは条約で禁止されていないその他の軍事的使用を妨げるものではない。
- ・ 各締約国は、一般的な国際法の原則に従って宇宙空間における活動を行うべきであり、また、他国の主権と安全を犯してはならない。

3. 日本の立場

日本は、1967年に宇宙条約を締結している。また、1969年5月の衆議院本会議で「宇宙の開発、利用の基本に関する国会決議」が採択され、日本における宇宙開発及び利用は「平和の目的」に限り行うものとされた。他方、民生分野において利用形態が一般化している宇宙空間の利用については、政府としては、防衛庁・自衛隊がそれらを利用することを制約するものではないとしており、例えば通信衛星や地球観測衛星等を自衛隊が利用したとしても、宇宙の平和利用の原則の趣旨に反するものではないとしている。

また、日本は、大量破壊兵器やその運搬手段であるミサイルの拡散が、安全保障上の大きな脅威であると認識しており、宇宙開発技術が弾道ミサイル計画を隠蔽するために利用され

てはならないとの問題意識を有している。

このような考えに基づき、日本は、従来より国連総会において「宇宙空間における軍備競争の防止」決議案に賛成票を投じてきており、また弾道ミサイルの拡散に対処するための国際的な枠組みにおいても、積極的な役割を果たしてきている。

第4節 その他の核兵器国の動き

1. フランス

フランスは1997年9月、地対地ミサイルの廃棄を発表して以来、その核戦力において、相手からの攻撃に生き残る第2撃能力の確保を基本とし、残存能力の高い爆撃機搭載方式と潜水艦発射方式の2方式を基本としている。

1996年以降、フランスは、具体的な核軍縮措置として、アデス地対地ミサイルの解体、アルビオン地対地長距離ミサイルの廃棄と基地の閉鎖を行う等、地対地の核兵器を全廃したほか、潜水艦発射の弾道ミサイルの削減等の措置により、核兵器を削減してきた。また、1996年に核兵器用の核分裂性物質の生産終了を宣言し、ピュールラット兵器級核分裂性物質製造工場を閉鎖したほか、南太平洋核実験施設（ムルロア）の閉鎖・解体を行った。なお、これらの軍縮措置は、仏の核戦力は従来から実際に必要なレベルに合わせるという原則に基づいて取られている、との説明が行われている。

2. 英国

英国は1998年7月、「戦略防衛見直し」において、仏と同様、核抑止を基本とする安保戦略は維持するとしつつ、唯一の核戦力である潜水艦発射のトライデント型核ミサイルの核弾頭保有数を最大300発から200発以下に削減、核搭載潜水艦の哨戒体制を常時1隻とし、原子力潜水艦の即応態勢を緩和、搭載核ミサイルの弾頭数を各96発から48発に削減、ミサイルの特

定目標への照準の解除等を発表した。これによって、それまでに実施した爆撃機の核爆弾撤去などと合わせて、英国の核戦力は冷戦時に比べ、70%以上の削減となる。

また、英国は、1995年に核兵器用の核分裂性物質及びその他の核爆発装置の生産を終了したと公表している。

3. 中国

中国の核装備や核軍縮措置は明らかになっていない部分が多いが、国際会議における発言等に示された同国の核政策は、次のようなものである。

- ① 少量の核兵器を保有するのは全くの自衛からの必要によるものである。
- ② 核兵器の先制不使用及び核兵器を保有しない国に対する使用または威嚇をしない。
- ③ 核軍備競争に参加しない。

なお、中国の核戦力は、米露には及ばないものの、約400発の核弾頭を保有している（SIPRI YEAR BOOK2002）とみられている。運搬手段としては、地上発射型ミサイル、潜水艦発射型ミサイル及び爆撃機を保有しており、少数ではあるが、米国東海岸を射程におさめる大陸間弾道弾（ICBM）も有している。

参 考 非核兵器地帯

第1節 概要

「非核兵器地帯」とは、一般的には、国際約束により、①特定の地域において、域内国が核兵器の生産、取得、保有、配備及び管理を行うことを禁止するとともに、②核兵器国（米国、ロシア、英国、フランス、中国）がこれら諸国への核攻撃をしないことを誓約（消極的安全保障の供与）する議定書を締結することによって作り出される「核兵器のない地帯」のことを意味する。

非核兵器地帯は、当初、世界的な核不拡散体制の設立に向けた国際社会の努力の補完的措置として検討された概念で、冷戦時に、東西両陣営間の対立が核戦争に発展することを恐れた非核兵器国側の地域的アプローチとして捉えられてきた。

第2節 日本の立場

非核兵器地帯に関する日本の基本的立場は、一般的に適切な条件が揃っている地域において、その地域の国々の提唱により非核兵器地帯が設置されることは、核拡散防止等の目的に資するというものである。

非核兵器地帯構想が「現実的」なものとなるための条件としては、①核兵器国を含むすべての関係国の同意があること、②当該地域のみならず、世界全体の平和と安全に資すること、③適切な査察・検証を伴っていること、④公海における航行の自由を含む国際法の諸原則に合致していることなどが挙げられる。

第3節 これまでに作成された非核兵器地帯条約

これまで中南米、南太平洋、東南アジア及びアフリカを対象地域とする非核兵器地帯条約が策定され、前3者が発効している。

1. トラテロルコ条約（ラテンアメリカ及びカリブ核兵器禁止条約、1967年採択、1968年発効）

世界で最初に作成された非核兵器地帯条約。1962年のキューバ危機を契機に、中南米地域の非核化構想が進展し、1963年、この地域の非核化を求める国連決議が採択された。その後、メキシコのイニシアチブにより条約策定作業が開始され、1967年2月に署名開放、1968年4月に効力を発生した。

中南米33カ国が対象であり、現在までに全ての国が批准を完了している（最後に加盟したキューバは2002年11月批准）。

条約は、締約国領域内における核兵器の実験・使用・製造・生産・取得・貯蔵・配備等を禁止している。

また、議定書で、核兵器国が域内において非核化の義務に違反する行為を助長しないこと、締約国に対し核兵器の使用または威嚇を行わないことを規定しており、すべての核兵器国が批准している。

国連総会においては、定期的にトラテロルコ条約を強化する動きを歓迎する決議が採択されており、日本もコンセンサスに参加している。

2. ラロトンガ条約（南太平洋非核地帯条約、1985年採択、1986年発効）

1966年から、フランスが南太平洋地域において核実験を開始したことを背景に、この地域において核実験反対の気運が高まり、1975年、国連総会において、南太平洋における非核地帯設置を支持する決議が採択された。その後、1983年に豪に労働党政権が成立すると、非核地帯設置の動きは急速に進展し、1985年の南太平洋フォーラム（SPF）総会において条約が採択、署名開放され、1986年12月に発効した。

太平洋諸島フォーラム（PIF（旧SPF））加盟の16の国と地域（自治領）が対象であり、2003年10月現在の締約国・地域

の数は13（ミクロネシア連邦、マーシャル諸島、パラオは未署名）。

条約は、締約国による核爆発装置の製造・取得・所有・管理、自国領域内における核爆発装置の配備・実験等を禁止し、また、域内海洋（公海を含む）への放射性物質の投棄を禁止している。

議定書では、核兵器国が締約国に対して核兵器の使用及び使用の威嚇を行うことを禁止し、また、域内（公海を含む）における核実験を禁止している。核兵器国のうち、ロシア、中国、英国、フランスは批准済みであるが、米国は署名のみで批准はしていない。

3. バンコク条約（東南アジア非核兵器地帯条約、1995年採択、1997年発効）

東南アジア諸国連合（ASEAN、1967年創設）は、1971年のASEAN臨時外相会議における「クアラルンプール宣言」において、東南アジアに対する域外国のいかなる干渉からも自由、平和かつ中立的な地帯を設立することを目的とした「東南アジア平和・自由・中立地帯（ZOPFAN）構想」を掲げ、本構想を実現させるための一要素として、1984年、ASEAN常任委員会で、本非核兵器地帯構想を検討することが合意された。その後、条約の起草に向け検討が開始されたものの、大きな進展はなかったが、冷戦の終結により、起草に向けた動きが進展し、1995年12月のASEAN首脳会議において、東南アジア非核兵器地帯条約は東南アジア10カ国の首脳により署名され、97年3月に発効した。

ASEAN諸国10カ国が対象であり、現在までにすべての国が批准を完了している。

条約は、締約国による核兵器の開発・製造・取得・所有・管理・配置・運搬・実験、領域内（公海を含む）における放射性

物質の投棄、大気中への排出を禁止するとともに、自国領域内において他国がこれらの行動（核兵器の運搬を除く）をとることを許してはならないと規定している。

議定書では、核兵器国が域内（締約国の領域に加えて、大陸棚及び排他的経済水域も含むと規定されている）において核兵器の使用及び使用の威嚇を行うことを禁止するとともに、核兵器国が条約を尊重し、条約及び議定書の違反行為に寄与しないことを規定している。現時点では、核兵器国は1カ国も署名していないが、1999年7月のASEAN拡大外相会議において、これまでこの条約議定書調印に難色を示していた中国とロシアが、適用範囲の問題解決等の条件付きながらも、署名の意向を新たに表明した。2001年5月には、ASEANと核兵器国の事務レベル協議が開催されたが、それ以降、特段の進展は見られていない。

4. ペリンダバ条約（アフリカ非核兵器地帯条約、1996年採択、未発効）

1961年に国連でアフリカ非核地帯化宣言が採択され、1964年にアフリカ統一機構（OAU）首脳会合でアフリカを非核地帯とするカイロ宣言が採択されたが、南アフリカの核開発疑惑で条約化が遅れていた。1991年に南アフリカが核兵器を放棄し、非核兵器国としてNPTを締結したことから条約化実現に弾みがつき、1995年6月のOAU首脳会議において、アフリカ非核地帯条約の最終案文が採択され、1996年4月に、アフリカ諸国42カ国が条約に署名した。

アフリカ諸国54カ国（日本未承認の西サハラを含む）が対象であり、2003年10月現在の批准国は17カ国である。28カ国の批准が発効要件となっているため、条約は未だ発効していない。国連総会においては、早期批准を求める決議が隔年で採択されており、日本もコンセンサスに参加している。

条約は、締約国による核爆発装置の研究・開発・製造・貯蔵・取得・所有・管理・実験、及び自国領域内における核爆発装置の配置、運搬、実験等を禁止する。

議定書では、核兵器国が締約国に対して核爆発装置の使用及び使用の威嚇を行うこと禁止し、また、域内（公海は含まない）における核爆発装置の実験を禁止している。核兵器国のうち、フランス、中国、英国は批准済みであるが、米国、ロシアは署名のみであり、まだ批准していない。

第4節 構想段階にある非核兵器地帯

以上に加え、現在、様々な非核兵器地帯が提案あるいは構想されている。国連総会の場において提起されている非核兵器地帯構想を列挙すれば、以下のとおりである。

1. 中央アジア非核兵器地帯

この構想は、1997年2月の中央アジア5カ国（カザフスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン及びウズベキスタン）の首脳会談の際に採択された「アルマティ宣言」に端を発する。この後、国連軍縮局（アジア太平洋平和軍縮センター）が設置した専門家グループが、1998年から、この構想の条約化に向けて、本格的な起草を開始した。1999年10月、札幌において、この専門家グループの会議が開催され、起草作業は最終段階を迎えたが、タジキスタン及びトルクメニスタンの出席が得られなかったため、5カ国の合意には至らなかった。2000年4月、再度札幌で専門家会議が開催されたものの、トルクメニスタンが再び欠席したため、最終合意には至らなかった。2002年9月、中央アジア5カ国が集まったサマルカンド専門家会合では、5カ国間の条約案文の交渉が終了した。

日本は、二度にわたる札幌会議については開催費用も含む

様々な支援を行った他、グローバル地域軍縮活動信託基金に中央アジア非核地帯条約交渉のための資金を拠出するなどして、条約の成立を支援している。また、国連総会においては、中央アジア非核地帯の設置についての決議が毎年採択されており、日本もコンセンサスに参加している。

2. 中東非核兵器地帯・中東非大量破壊兵器地帯

1974年の国連総会において、エジプトが提案した中東非核兵器地帯構想を歓迎する決議が採択されて以来、毎年、この構想を実施するために必要な措置をとるよう求める決議が採択されてきている。1995年のNPT運用検討会議でも、中東非核兵器地帯の設置を奨励する「核不拡散と核軍縮のための原則と目標」が採択された。しかし現実には、中東和平は進展せず、イラクの核開発疑惑などや、高度の核開発能力を有すると懸念されるイスラエルがNPTを未締結であるなどの問題を抱えている。また、1990年4月には、ムバラク・エジプト大統領は、中東地域からすべての大量破壊兵器を排除することを提案したが、アラブ諸国の間でも、この提案に対する態度は一様でない。

なお、毎年、国連総会においては、中東非核地帯設置についての決議がコンセンサスで採択されているが、イスラエルからは中東和平プロセスの中で捉える必要があるとの意見が出されている。

3. モンゴル一國非核の地位

1992年の国連総会において、モンゴルのオチルバト大統領が一國非核の地位を宣言し、核兵器国に対して、非核の地位を尊重し安全保障を供与するよう求めた。これを受けて、1998年、国連総会において、この宣言を内容の決議（53/77D）が採択された。以降、隔年でモンゴルの一國非核の地位を歓迎

する内容の決議が採択されており、日本もコンセンサスに参加している。

2000年10月、5核兵器国は、この決議の実施のために協力すること、また、1995年に表明したNPTを締結している非核兵器国に対する消極的安全保障の供与を、モンゴルについて再確認するとのステートメントを発表した。2001年9月には、札幌において、モンゴルの一国非核の地位を国際法的観点から考察することを目的とした専門家会合が開催された。

第5節 南極、海底、宇宙・月の非軍事化

上述した非核兵器地帯のほか、以下の条約は特定の場所・空間において核兵器をはじめとする大量破壊兵器等の配備を行うことを禁止している。

1. 南極条約（1959年採択、1961年発効、日本は1960年批准）

第1条において、南極地域は平和目的のみに利用され、軍事基地の設置、あらゆる型の兵器の実験等軍事的性質の措置を特に禁止することを規定している。

2. 宇宙条約（1967年採択、同年発効、日本は同年批准）

第4条において、核兵器及び他の種類の大量破壊兵器を運ぶ物体を地球を回る軌道に乗せないこと、これらの兵器を天体に設置しないこと並びに他のいかなる方法によってもこれらの兵器を宇宙空間に配置しないこと等を約束することを規定している。

3. 海底核兵器禁止条約（1971年採択、1972年発効、日本は1971年批准）

第1条において、領海の外側（12海里以遠）に核兵器及び

他の種類の大量破壊兵器並びにこれらの兵器を貯蔵し、実験し又は使用することを特に目的とした構築物、発射設備その他の施設を置かないことを規定している。

4. 月協定（1979年採択、1984年発効、日本は未締結）

第3条3において、核兵器及び他の種類の大量破壊兵器を運ぶ物体を月を回る軌道又は月に到達し若しくは月を回るその他の飛行経路に乗せないこと、並びにこれらの兵器を月面上若しくは月内部において配置し又は使用してはならないことを規定している。